

令和7年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和7年6月12日(木)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第43号 永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第44号 令和7年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第45号 令和7年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第46号 令和7年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第47号 令和7年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第48号 令和7年度永平寺町下水道事業会計補正予算について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 中 村 勘太郎 君
- 2番 長 岡 千恵子 君
- 3番 川 崎 直 文 君
- 5番 清 水 紀 人 君
- 6番 金 元 直 栄 君
- 7番 森 山 充 君
- 8番 清 水 憲 一 君
- 9番 滝 波 登喜男 君
- 10番 齋 藤 則 男 君
- 11番 上 田 誠 君
- 12番 松 川 正 樹 君
- 13番 楠 圭 介 君
- 14番 酒 井 圭 治 君

4 欠席議員（1名）

4番 朝井 征一郎 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	和 田 真 生 君
教 育	長	竹 内 康 高 君
消 防	長	宮 川 昌 士 君
総 務 課	長	多 田 和 憲 君
契 約 管 財 課	長	朝 日 清 智 君
防 災 安 全 課	長	吉 田 仁 君
財 政 課	長	原 武 史 君
総 合 政 策 課	長	江 守 直 美 君
会 計 課	長	吉 田 正 幸 君
住 民 税 務 課	長	池 端 時 枝 君
福 祉 保 健 課	長	高 嶋 晃 君
子 育 て 支 援 課	長	清 水 智 昭 君
農 林 課	長	島 田 通 正 君
商 工 観 光 課	長	寺 岡 孝 純 君
建 設 課	長	竹 澤 隆 一 君
えい住 支 援 課	長	長 瀬 武 英 君
上 下 水 道 課	長	勝 見 博 貴 君
地 域 づ くり 応 援 課	長	鈴 木 克 幸 君
学 校 教 育 課	長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課	長	源 野 陽 一 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 波多野 清 志 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前 9時00分 開議)

～開 会 宣 告～

○議長（酒井圭治君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに11日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（酒井圭治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、清水紀人君、6番、金元君を指名します。

～日程第2 議案第43号 永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第2、議案第43号、永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

資料は議案書70ページをご用意ください。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） それでは、議案第43号、永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書70ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、松岡公園に整備したバーベキュー施設の供用開始にあたり、施設の使用許可に関して条例で定める必要があるため条例の一部を改

正するものです。今回の改正では公園施設の使用許可に必要な条項を追加するもので3点ございます。

まず、1点目としまして、第6条の2で公園施設条項を新設し、バーベキュー施設を定めるとともに、その使用日及び使用時間、使用の申請許可について定めるものです。

2点目としまして、第6条の3で、許可の基準条項を新設し、使用許可ができない要件を定めるものです。

3点目としまして、第14条の2で損害賠償に係る規定を定めるものです。

そのほか、項目ずれの修正でございます。

以上、三つの点を盛り込んだ条例の改正でございます。なお、施行日は公布の日からいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 公園って普通なかなかバーベキューなんかはできないっていうのが普通だと思いますが、そういうのはほんとに設けようということでこれまで進めてきたと思います。

二つ質問ある。一つはここに有償っていうのは書いてないですね。無償、それでまあ施設の維持管理、費用、お金を出そうっていう意味じゃなしに、維持管理がスムーズにちゃんといくのかっていうこと一つ。

そして、もう一つは、山林の中にあるバーベキュー場でもあります。いわゆる昨今有害鳥獣の出没もあるので、周囲にはそれほど高くない網の柵があるのは間違いないと思いますが、柵っていうのですかね、それをその状況ですずっとこれから管理している。安心してバーベキュー場としても利用しようと思うと、それなりの安全施設として公園の周囲のその網の、そういう設置についてどうしていくのかっていうのを伺いだけお聞きしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 条例出させていただいたのですが、これ今ずっと松岡公園、見ていますと、勝手にバーベキューをされて結構ごみをそのまま投げて帰るなど、結構ひどい状況が続いていまして、これ今条例は出させていただいていますけど、今いろんな課題がある中で、実際進めるのは待とうかな。こっちの取決めをしてどう利用者の方に利用していただくか決めて、責任を持っていただくことも大事

というので今正直立ち止まっているところです。

それで、あわせて、今年山火事が結構日本中で発生しまして、ここ火を使いますと一気に広がってしまう可能性もあるっていうことで、炭をここで使うのはどう、火を使うのはどうだっていう今議論もありまして、ここは電気の、ホットプレートは何機か、ホットプレートっていうか、立派なバーベキュー用のホットプレートを設置して1時間単位か30分単位で、タイマーで電気が切れるようにして、もし消し忘れがあっても大丈夫にしようとか、そういったことも今実は話を進めている中でいろいろな課題が、課題といいますか、社会のあれが変わってきましたので。あと利用の仕方、きれいに利用してくれるだろうって思っているけども、ごみをかなり投げて帰るというのもありますので、1回これ条例を、議決がいただけるのであればその後にもう一度このルールをつくっていかないと、いざスタートしてしまうと途中で変えられなくなってしまうので、そういうふうに考えております。あと、管理につきましては今松岡公園を管理していただいている方がシルバーさんをお願いしていたのですが、これもお話ししています、今いろいろな、先決でお願いしました、その地積のその今調査もしていますので、それも兼ねて管理の仕方を今変える方向にっておりますので。役場が責任を持って、松岡公園の管理を今シルバーさんをお願いしていますが、その管理の仕方今どうしていくかっていうのを今検討しています。それに合わせてこのバーベキュー場の管理もさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） 今ただいま町長からも説明ありましたが、嶺北、県内で行きますと嶺北でこのような形でバーベキュー施設を開放しているところっていうのは3市あります。そちらにつきましてはいずれも場所の提供ということで、機材については自分で持ち寄ってやっていただくということで、無料開放ということでやっています。ただ、今先ほど議員さんも言われたように、管理という面では二人体制で管理をしていただく予定でいますが、その中で土日に入ってきた場合には、その管理人のほうにきちんと見ていただくような形で今体制を整えようとしております。

それと、今年ですね。当初の予算で監視カメラですね。監視カメラの予算を持っていたかしまして、現在その監視カメラの設置について今進めているところでございます。そちらのほうで安全管理、また監視体制を整えて、また現場についてもそういった監視カメラが作動しているという注意喚起を行いながら、また今

町長も言われたように、今年山火事がかなり多発しております。これ考えたときには炭も考えたのですけども、危ないかなということで、今安全管理をもう一度徹底して考えたいと考えております。そのため、電気設備を使ったような形での使用も念頭に置きながら今後しばらく検証して、その後開放していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 何か最近一人キャンプとかいうことも含めてキャンプをするのがはやっている。ホテルに泊まると高いから車の中でというのもあったりして、ですが、最近火をおこしても、いわゆる地べたで直接そこで火を使うのはキャンプの場合は少なくなってきたのかなと思ひます。そういうマナーの向上は一定あると思ひます。そういうのをどうするかということがあると思ひるので、山火事のことを考えると怖いなると思うので、そのルールづくりは大事だと思ひます。そうしていただくならありがたいと思ひます。

もう一つは、有害獣と言うのか、そういう物の侵入を防ぐための防護柵っていうのですか、のことですが、現在ある柵はそれほど高くないですが、地域に防護柵を設置したときにその周辺何メートルかをちゃんと始末しましょうっていう条件があります。なかなか管理されてないのも多いですが。これも山火事防止にはすごく一定、防護柵作って緩衝帯みたいな形できちっと管理するのは大事だと思ひますね。そういうのを今度はキャンプ場、バーベキュー場として開設するとすれば公園を管理する者がその辺の管理をしていかないといけない条件が出てくると思ひますね。そこも含めてきちっとしていただくのがいいのではないかななると思うので、そこだけ言っておきます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

森山君。

○7番（森山 充君） 7番森山です。今結構課題が出てきて検討中だというお話だったのですが、いつ頃までに結論出していつ頃からバーベキューできるようになるように、何かめどはあるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やっていて、完璧にこれならいけるっていうところでやると思ひます。ただ、これ今期限を切ってやります。例えば今の緩衝帯の話も、緩衝帯はなかなか管理、今度管理面が物すごくかかってくる可能性があるので、じゃあ、ごみは持って帰ってもらおう。ごみとかそういったのがあると動物とか

が来る可能性があります。その持ってもらうためにどういうルールを決めなければいけないとか、今カメラを設置しますので、どういうふうに。

それで、どうそれを見てごみを置いていった方、またルールを守らなかった方。こういった方にはどういう責任を取ってもらおうとか、こういったルールの決め方とをしなければいけないので、なるべく早くやりたいと思いますし、あと、電気の施設入れるにはまた予算がかかってくるかなと思う。ただ、それが今幾らぐらいかっていうのが、今調査をしていますので、あわせましてやりたい。その電気が入ってくるまでに、その期間だけ炭でいいよっていうわけにもいかないので、基本的には火気厳禁が、今みんな決めていきますけど、火気厳禁ぐらいにしないと。

1 回行ったら物すごくその消し炭が投げてあって隅っこのほうに。それ、水をかけて消えたと思って投げているかもしれません。火が残っていたら怖いとか。実は現場を見て検証しました。行ったときに勝手にやられている方もいて、そこまだきれいに使っているのでしたら、結構ごみとか箸とかいろんなものが投げてあったりしたので、これは今のこのルールでいくと大変なことになってしまうっていう思いがありましたので、ちゃんとしたルール決め。ホットプレートというか電気ですますと、ある程度ごみも少なくなり安全面も確保できるかなとかありますので、そこ 1 回検証させていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第 43 号、永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について第 2 審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第 2 審議を省略し、第 3 審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、第 3 審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第 43 号の第 1 審議を終わります。

～日程第 3 議案第 44 号 令和 7 年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第3、議案第44号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題とします。

それでは、予算説明資料に基づき、課ごとに審議を行います。

資料は、5月20日全員協議会資料の中の令和7年度6月補正予算説明書をご用意ください。

歳入については63ページ、歳出については64ページから79ページまでの資料となります。

担当課の補足説明に関しては、歳入及び歳出を合わせて説明を求めます。

それでは、6月補正予算説明書、総務課関係を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは、総務課所管分の補足をいたします。

まず、歳入でございます。説明書63ページをお願いいたします。

これの一番上の段ですね。一般給付金50万円、これにつきましては本町ゆかりの方から寄附のお申出ございましたので増額するものでございます。なお、これにつきましては、説明書72ページ以降、各学校の図書購入費というのが上がっておりますが、これの財源としております。図書購入に使ってくれというご指定いただきましたので、今のような処理をしております。

その次の段です。歳入の次の段。ふるさと応援基金繰入金36万円につきましては、これ3月に寄附を受けたために当初予算に間に合わなかったという寄附がありまして、これの繰入金、40万円頂きまして、これの9割分を計上するものでございます。この使途につきましては76ページ右側、保健体育総務諸経費の地域スポーツチームへの補助金とさせていただきます。

続いて歳出でございます。64ページの左側、合併20周年記念事業につきましては、記念イベントとして音楽フェスティバルを開催するにあたりまして、実行委員会への負担金を計上するものでございます。現在、役場の若手職員や商工会関係者のグループ作りまして、企画のほうしております。今後、町内でイベントや音楽に精通した方々へ声をかけまして、実行委員会を設立いたします。イベントは10月に開催する予定でございます。なお、説明書の最後のほうに記載しております、ふるさと納税の20周年支援メニューを追加したということに記載させていただきましたが、これの実績につきましては、昨日現在で40件、112万3千円のご寄附を頂いております。

以上、総務課の補足とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ちょっと今の説明関連ですが、この20周年記念イベントのみのふるさと納税の項目を作ったってことです。要は、ふるさと納税の中にいろんな使い方がある中に、一連の沢山あった中の1項目だけでなく別個に作ったという。というのは、要はふるさと納税でいろんなことに使ってくださいっていうと、この項目たくさんあるとすると、その違う思いでやってらっしゃる方もいらっしゃるかもしれないので、全く別項目のふるさと納税の20周年だけ作ったと、そういう発想でよろしいわけですね。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） これまでもふるさと納税頂くときは、どのように使ってくれというメニューを並べてありますので、そのうちに一つ20周年という項目を追加したということでございます。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 選べるとこの項目を20周年作ったわけですので、その20周年のそこだけに入ってきているってことです。そういう発想でいいですね。要は、その中の全部のトータルって形じゃないってことです。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） これ、負担金を500万補正する。合計で大体660万ぐらいになるってお話ですよ。金額の話。このフェスティバル全体の予算っていうか、どれぐらいですかね。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 当初この20周年で見えておりますのは、記念式典の予算として上げたものでございます。音楽フェスはこの500万を追加で補正させていただきます。

（「全体の予算でどれぐらいになるのでしょうか」と呼ぶ者あり）

○総務課長（多田和憲君） こちら64ページ左側にあります補正後の額669万6千円でございます。

○議長（酒井圭治君） 7番、森山君。

○7番（森山 充君） 負担金の合計じゃなくてフェスの全体の金額を聞いています。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） フェスティバルというのは音楽フェスでしょうか。音楽フェスは500万円です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 単純な質問ですが、20周年記念としてなぜ音楽フェスティバルですかっていうこと。それと、そのフェスティバルは収益が伴う、収益を伴うようなことになるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） このイベントにつきましては、もともと若手職員とか議会からも楠議員参加していただいておりますが、どのようなことをやったらいいのかということをは話し合ひまして、結果、町民の今ブラスバンド部であったりダンスであったり、公民館活動でもいろいろ民謡やら音楽関係の講座とかありますけども、町民が参加しやすい、発表の場として参加していただきやすいイベントと。町民、なるべく多く参加できて発表、皆さんに見ていただくということで参加していただくということで、音楽関係のフェスティバルがよいのだろうか。ゲストに関しましても、芝政とか駅前、駅、中央公園でやっているような、ああいう有名なミュージシャンとかを招聘するのではなくて、本町にゆかりのあるミュージシャンや、あと町内のそういう公民館とか団体の方々に日頃の活動の成果を発表していただくというような意味を込めまして町民が参加しやすいのが音楽フェスティバルであろうというような考えで音楽に決定したという流れでございます。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 予算が500万っていうことになっているので、いわゆる有名な方を呼んできてってことなのかなと思ったので質問させていただいたのが1点ですが、そういうことではなくて、町民参加型のっていうことですね。

20周年記念で具体的にどういうことやるかっていうのは音楽フェスティバルということでありますけれども、なぜ音楽フェスティバルなのか、この、それを実行委員会がまず20周年記念をどういうことを目指してやるのかっていう、いわゆるテーマというのですか、そういうのが、最初来るのではないのかなと思いますけども、そういうようなところはどういうことになっているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） これ当初予算のときも話に出ましたが、合併２０周年ということで、２０周年を単にお祝いするという意味合いもございますし、今からまた３０年、４０年、５０年に向けて、町民全体でにぎわいを作って活力を高めていこうということでございます。

○議長（酒井圭治君） ９番、滝波君。

○９番（滝波登喜男君） 実行委員会はまだ開催されていないということですか。下準備でやることは決まっているけれども、なかなかテーマはまだ決まっていないということですかね。いわゆる、この手のイベントやとこういうテーマでやりますよということが出てくるのでないかなと思いますけど、それはまだ出てなくて、やることは決まっているってというようなことで理解すればいいですかね。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） テーマというのは決めておりませんが、活力を、何ていうのですか、町民の活力向上で参加の意識、そのようなものにつなげていきたいということでございます。

○議長（酒井圭治君） １１番、上田君。

○１１番（上田 誠君） 今の質問の中で僕も勘違いしていたりするわけじゃないですが、前のときに２０周年記念行事やるっていう話ありましたね。そのとき実行委員会それでやるようなことも出ていたのでなかったかなとも、私の勘違いかもしれませんが。そう思っていました。その中でその実行委員会の中でこういういろんなイベントが、イベントっていうのですか、今滝波議員言ったように、そういう中からこういうのが出てきたという発想ですか。何かこう、あっちゃこっちゃじゃないかなって気もします。２０周年記念行事のときにその実行委員会を組んで、例えば記念行事がありますよ。プラスこういうイベントのその住民が全部参加できるような形ということであればそっちのほうで、その中でいろんな出てきた中から今の目的からこういうことやろうっていうのが出てきてから、こういう予算立てをするっていうのが本筋じゃなかったかなって。私はそれがもうできているものやと今思いながら、そのイベントの費用は先ほど言ったふるさと納税から出すってところで、そういう項目が出てきたってということかなとも一瞬思ったので。勘違いしているのでしたらご説明いただきたいと。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 昨年度の段階でこの実行委員会若い人たちに２０周年迎えるのでイベントの皆さんで公募もして、議会からは楠議員も、役場の職員、商工会

入っていただいて、その中でどうしていこうか。これまだ私も報告受けているだけの話ですけど、どうしていこうかって中で、子どもから高齢者まで、合併20周年、みんなが参加できるイベントは何かっていうので、これ音楽フェスティバルって書いてあるので皆さん錯覚、勘違いしてしまう。最近芝政でやったり駅前でやったり、ああいうフェスティバルを皆さんイメージしてしまうと思うのですが、私が聞いているのは子どもから高齢者、ダンスチームであったり中学校のブラスバンド部であったり、民謡クラブであったりコールフロイデさんっていうのですか、そういったので、音楽に携わっている人がこのみんなで発表の場をして、そこに関係する人、また応援する人も集まっていただいて、みんなでこの20周年っていうのをやってこうって。その中で予算持っていますが、メインイベントとして町にゆかりのあるアーティストなど、そういった方を呼ぼう。秋浪漫というイベントを東古市永平寺口でずっとやっていたと。そこにも音楽イベントっていう形でいろんな方が参画していただいて盛り上がっていく。ここ音楽フェスティバルだけではなくに、いろんな屋台というのか、そういういろんなちょっとお祭りムードを盛り上げるようなそういったこともやったり、合併20周年の今映像も作っていますので、そういったのもここで流したり、いろいろな形で町民参加型のフェスティバルっていうか、音楽発表会っていうか、そういった形をやったら盛り上がるのではないかという若い人たちの意見の中で、これを、じゃあ、やっていこうかって。その若い、今核となってこういうのを決めていただいている皆さんの中でも、音楽をすることによっていろんな人にこの実行委員会に入ってもらおう。例えば、分からないですけど、民謡クラブの方に、民謡クラブの方が入るかどうか分からないですけど、例えばそういう音楽の活動、またダンスで活発にやっている人。いろんな方に今度この音楽のこれの実行委員会に入ってください、20周年のイベントらしいイベントに盛り上げていこうっていうのが趣旨だというふうに報告を受けておりますので、その中でその500万円、細かい金額までまだ詰め切れてないところもある。まだ永平寺町出身のアーティストの方がまだ来てくれるかどうか分からない中で、金額がずれるけど500万円あればいろいろな形でステージを設置するなど、屋台の衛生管理とかそういったのはできるだろうって。これは灯籠流しとかのイベントの、うちノウハウもありますので、そういったのも含めてやっておりますので、もちろんその有名になっている町内の方ですと、ギャランティーは発生する。そういったのも入れてこういうふうな予算を持たせていただいて、しかも今回はふるさと納税で補っていた

こうっていうのも考えながらやっていますので、何かバーンって花火を上げるような有名アーティストが何人も来てとか、チケットを売ってとかではなしに、改めて町民の皆さんの文化とか音楽とかそういう子どもたちの習い事とか、こういったことの発表の場になればいいなということで、企画しているという報告を今受けております。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） すみません、何もこれ反対しているわけではないので、町長が説明いただいたようなのを、事前にベース的に説明があつてこれだけ予算がくるっていうと、また話はよかったかなって私は思ったので。ですから、さっき僕があっちゃこっちゃじゃないかって言ったのはそういうことですよ。予算が先来てしまって、何か後づけみたいな感じになるのでなくて、やはり実行委員会があつて、こうこうなりましたので、後の運営委員会みたいなのはそれぞれの参加する方が参加してきて、そういう形でやりますよっていう、一つの青写真があつてこういう予算が出てくるのならあれだったのですが。そういう気がしたので質問しました。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今ご説明を聞いていると、町民参加型の発表会的音楽フェスティバルっていうことですが、秋に町の文化祭があつて、そこでかなりの方がステージ発表されると思います、毎年の様子を見ていると。それで、時期も大体まだ決まっていなくてもいいかもしれませんが、10月ぐらいだったら同じような時期に重なってきますよね。

発表の場がたくさん出てくることは皆さん喜ばれるかもしれませんが、それを発表するための練習期間っていうのがないです。完全な、出演される方っていうのは自分のパフォーマンスを最大のものにして、パフォーマンスしたいって思われますよね。それが中途半端な形でそれに出てしまうっていうのは非常に、逆から言うと本人たちの意思と反してしまうのかなっていう思いがしたのですよね。だから、非常にそこら辺っていうのが、確かに私もそれ、そういうような音楽フェスに参加していますので、こないだまでは公民館祭りに標準を合わせて練習します。今度は文化祭に標準を合わせて練習してくわけですね。そこにもう一個っていうと、これもせっかく20周年で参加したいなと。そういう思いはします。でも、練習どうするだろうねっていう、これは出るほうの

立場から言うとそういう形に。完璧にできる方もいらっしゃると思うのですが、私は不器用でなかなかできないですね。そこら辺でも出られる方が大丈夫かどうかという確認も、企画だけでなく、必要なのではないかなって感じだったので、そういった点も含めてお考えいただけたらと思うのですが。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 今10月って申しましたが、早い段階で日程決まりましたら早め早めにそういう講座とか、そういった方にお知らせしていきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に契約管財課関係を行います。

補足説明を求めます。

契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） それでは、契約管財課関係についてご説明いたします。

予算説明資料64ページ右側をお願いいたします。

庁舎管理諸経費委託料補正額93万5千円につきましては、昨年まで役場や学校等の公共施設から発生する、紙や木くずなどの可燃ごみや粗大ごみを職員が直接あわら市笹岡の清掃センターに持込み、減免にて処分を行っていましたが、年度末に清掃センターを運営する、福井坂井地区広域市町村事務組合から公共施設から発生する可燃ごみ及び粗大ごみは、事業系廃棄物として一般事業者と同様に有料での処分になるとの連絡がございましたので、このたび新規で計上するものでございます。補正額の根拠としましては、令和6年度に清掃センターに持ち込みました、本町公共施設からの廃棄物の量17トンを数量の目安とし、産業廃棄物処理業許可業者に適正な処理を委託する内容となっております。

次に、下段、使用料及び賃借料、NHK放送受信料、補正額87万5千円につきましては、テレビ視聴機能付きのカーナビを装備した公用車12台の受信料遡及分と現年分を増額するものでございます。もっとも長く未契約だった公用車は約16年経過しておりました。テレビ視聴機能付きのカーナビごとに契約が必要という認識が不足しておりました。大変申し訳ございませんでした。

次に65ページ左側をお願いいたします。公用車管理諸経費、需用費、修繕料補正額8万6千円につきましては、テレビ視聴機能付きのカーナビを装備した公

用車１２台のうちの１１台のテレビが受信できないようにした修繕料でございます。既に議決予算でテレビは受信できない状態としております。

以上、契約管財課関係の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

６番、金元君。

○６番（金元直栄君） いわゆるNHKから指摘されて、そのいわゆる公用車についているテレビの受信料を払えということですが、確認だけまずしたいのは、全ての車からテレビ機能をなくすのか。なぜ言うって、僕は緊急車両については災害時ですけど、映像は非常に大事だと思います。ここは必要最小条件になるのかなと思います。それまで切ってしまうっていうのはどうかなって思うので、僕は本部からのいろんな県とか国からの情報なんかもあるかもしれませんが、それを聞きながら判断してっていうのですが、被災地がどういう状況なのかも分からずにやみくもに突っ込んでいくっていうのは、現代ではあり得ないのではないかなって思っています。そういうことなので、何で今そのそういう状況、災害の多い状況の中にあってもNHKはそういう、例えば法人は別だって言っているのは分かるのですけれども、本町に、例えば消防なんかはその本町にあるのも、車の中にあるのもある意味災害対応ではセットじゃないですか。それまで払えっていうのか。それが分からないですね。その辺をまず。

○議長（酒井圭治君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） 今ほどカーナビの件ですけれども、消防本部におきましては緊急消防援助隊で遠くに行きます。そのときには永平寺町だけが行くわけありません。福井県団体、大隊という部隊を作りまして出動します。そのときの車両何台か行きますが、福井県に関しては県の消防長会で話をしまして、この福井県の大隊に配備をされている総務省、消防庁から配備をされている国の車両につきましては残してあります。そこで情報を得て、それをほかの消防、みんな行く部隊があるのですが、そこへ共有するという形で連絡を取っていますので、全ての車両のナビはもうなしということで、ナビはあるのですけれども、受信はできないということで今そう処置をしております。それで、大丈夫です。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 再度、台数のお話ありましたので、役場本庁公用車５１台中１２台にテレビ視聴機能付きのカーナビがついておりました。そのうち１１台をテレビ視聴不能というふうにしてありますが、残る１台につきましては、

やはり最近の車、機能的にその部分を触るとほかにも影響が出るっていうような車両が出てきておりますので、そこ取れないっていう、省けないっていう、視聴できないようにできないということで、1台だけは残してあります。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 僕緊急車両の問題で言うと、確かにそういう大隊で行くからいろんな指示を受けてというのですが、個々がどう判断するかっていうのは大事だと思います。そのことを考えると、緊急車両からこういう機能を取り去ってしまうとどうなるのかっていうことはあります。そこで、僕が言いたいのは、そこにまで、要するに人の命をという時にまで、そういう機能を見ないから1台1台金払えっていうこと自体がおかしいと思うから言っているのですが、テレビ機能は絶対残さないといけません。緊急車両には。ただし、今NHKには、緊急車両でテレビ受信したときにNHKだけ入らないようにしてくれということを主張すべきでないですか。NHK見なくなったら民放で報道されますから。そういうことを言っていないと、僕はこれ私から見るとひどい、こういう時期に、災害の多いっていう時期にひどい言いがかりをつけているなって僕は思います。それで、もうテレビのシステムそのものを、カーナビも含めて全部替えてかなんといけません。だから民放は入るようにしてもNHKは入らんようにしてもらわないとあかん。そういう提起をしていかないと、ほんとに災害時に緊急放送してもいろいろなところに割り込んで全部がテレビ見られないようにして、その災害報道だけやっている状況を、今はやっているのに、それともう全く正反対のことをやらそうとしているっていうのでは、どっか矛盾していませんか。要するに、そういう緊急部門で働く人たちの活動も含めて、どっか見方がおかしくないか。それなら金払えっていうのならNHKだけは入らないようにすればいいだけの話だと思います。金は払ったのですから。払っているのしょうから、そういう主張はしていないといけません。本部の情報通じて各その緊急車両なんか配信されるようなシステムにするか。NHK以外、と思いますけど。

○議長（酒井圭治君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） 今のお話ですけども、情報を先取りして人命救助を最優先という消防の部隊ですが、そういうこともいろいろ県内で話をさせていただきました。やはり今総務省、消防庁のほうからの福井県に貸与されている車両。これに情報きちっと入ってきます。

私らが今使っている車両に関しましては、テレビを視聴するに関しては車を止めてエンジンはかかったままで、サイドブレーキを引いた状態でないと視聴することができません。それならもうあっても使い勝手が悪いからと。ラジオは聞きます。ラジオはまた別チャンネルでありますから、それは聞けるのですけども。そのような状態なので、県の消防長会のほうでいろいろ提案させていただいて、それならもう大本は総務省やし、消防庁やでということで、こちらのほうからまたいろんな連絡をさしていただいて、この前も全国消防長会の総会がありまして、そのときに池田長官ともこういう話をさせていただいたのですが、今の時代はいろんな形で情報が取れるということで、致し方ないかということで話そうになりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回はこの当町の不見識でこういった予算一気に持たせていただくことはまずおわびを申し上げます。

今回この予算につきましては、しっかりと払っていた自治体もたくさんある。こういう不見識の中で払わなかったという自治体もある中で、ここはまず私たち公的機関ですので、決められた中でお支払いをさせていただくことはまずご理解をいただきたいと思います。あわせまして、今金元議員おっしゃられたほんとにいろいろな思い。これは今回のこの、今日本中でこれが今話題になっておりますが、そういう金元議員の思いも多々あると思います。ぜひ、こういった点で今回のこれが総務省の所管になるのか、NHKが独自で決めているのか、私まだ分かりませんが、その中で大きな動きにつながっていけばいいなと私も思います。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 聞いていると、行政とかそういう当事者になっているその車持っている、所有している部署が素直すぎると思います。そこはこだわってほしいな。だって、払うってこと言っているのですから、だからこれからどうするかってことをよく考えろとことを言わないといけない。特にほんとに消防とか警察なんかもそうと思いますが、だって緊急援助隊は一般職員でも食糧支援とかそういうのを積んでいくときに、いわゆる音の、ラジオだけで情報分かります、簡単に。やっぱり映像で見るとことの大事さはあると思いますね。それと、ラジオを聴けるって言っていましたが、FM化したら山の中で聞けないですよ。そうでしょ。だから、ほんとに、もっと強力な衛星回線を使ったのを緊急車両とかそういう救急車両については持っているとは思いますが、装備しているとは思

ますけれども、そこら辺のシステムをどうしていくかをきちっと考えていかないと、NHKだけ切ればいいだけの話です。そういうことをきちっとして、主張してほしい。何のためにこれが必要なのかってことを位置づけていろんなものの発信をしてほしいということだけは言っときます。もうほんとにこれ聞いていると、だってNHKは自分らで名のって、テレビジャックする感じでもう災害報道一辺倒になるのですから、それを誰が見るかって、一般の市民も見ますけど、それらの中心で活動している人たちにはどうそれを生かすかっていう課題をどう考えているのかって率直に主張してほしいと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に総合政策課関係を行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） では、65ページ右側、公共交通対策事業えちぜん鉄道利用推進事業補正額26万6千円でございますけれども、こちらは4月の公共施設点検におきまして確認した、えちぜん鉄道永平寺口駅バス待合所及び山王駅トイレの修繕箇所を補正計上するものでございます。山王駅トイレにおきましては外壁と屋根板の一部と換気扇の修繕で8万6,020円、それと永平寺口駅バス待合所、こちらにおきましては複数の木製の柱の腐食部と、小屋根部分の修繕ということで17万9,300円を計上させていただいているものでございます。

続きまして66ページ左側、デマンド型交通促進事業補正額1,205万3千円でございますが、こちらは御陵地区、上志比地区でのデマンド乗合タクシーに移行するための事業費を増額補正するものでございます。内訳といたしますと、消耗品費、町民の方への周知チラシの紙代6千円、それと委託料といたしまして民間事業者への運行委託料6か月分を1,204万7千円計上しているものでございます。特定財源といたしましては、利用料金39万円と県の補助金、こちらは適切なモビリティ転換支援補助金204万6千円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

8番、清水憲一君。

○8番（清水憲一君） 5月20日のときに全協資料として総合政策さんから3番のこの資料頂きました。この中で永平寺町内の地域交通公共交通についての分析、数字ベースでの分析がなされていたと思います。その中で特出しでそのコミュバスと近助タクシーについて表現されているところで、近助タクシーにおいてですね、ドアツードアで住民の需要に応じたサービスが提供できており、利用人数も多い。利便性が高く、交通分野以外の付加価値（地域の見守りなど）の高い公共交通として、他の地区においても導入を模索していくという具合に表現されております。そんな中で今回こういう具合にデマンドタクシー、委員会の中でもかなり話お聞きしましたけども、まだ一向に腑に落ちていない議員さんが多々おられるように見受けられます。まず、永平寺町にそういう公共交通が入り込んでいるのを全体の青写真といいますか、スケジュールですね。いついつまでにこの近助タクシーを全エリアにやりたいという具合なスケジュール。その中にどういう具合に今のデマンドタクシーが入り込んでくるのかっていうようなのを全体像が見えてこないとなかなかその、近助タクシーがほんとに全エリアに普及するのか。前任者の課長さんにおいても全エリアでやりますという具合に委員会の場で話されたように記憶しております。やりたいという希望では、なくてやりますと言ったので。

僕はちょっとそこ確認、不確かではあるのですが、希望的な話ではないようなことだったので、私志比堺でやりますと手を挙げてアイコンタクトしたわけですが、それで、にこって笑われたんで、可能性ゼロではないという具合に思っただけなんですけど。まず、その全体計画をまず作っていただきたい。公共交通の、今のこのままですとコミュバス、これもより効率的なルート設計を図るという具合に書かれています。ということは、残るということです。その多分朝夕の子どもたちの通学として残すということで、結局コミュバスも残ると。町長さんはコミュバスをなくして、その代わりにデマンドタクシーをというようなことを言っておられたと思います。ですから、結局全部残ってしまうと。ですから、全体の全ての公共交通をスケジュールずらっと出していただいて、これはいつ幾日までにやります、ここから新しく置き換えるということで、別の公共交通をスタートさせますという具合にならないと、もういろんなものが一遍に入り込んできて、議員でさえも最近ようやく理解したんですけど、多分町民の方はとても理解が及ばないと思います。そういうことで、とにかくまず全体計画を示していただきたい。これが一つ目です。

それで、二つ目、上志比地区の委託業者に対する人件費ですね。これオペレーターとドライバー２名分ということですが、半年で７０９万５千円となっていますのですが、これの中身っていうのはある程度分かりますけど、ドライバーさんに幾ら、オペレーターさんに幾らっていう具合に。多分平均すると、子どもさんは置いといても大人の方は１日三、四名ぐらいの人をさばればいいぐらいでないかなと思いますけど、そのオペレーターの方に半年で何百万の金を払うのかとかさ。１年で１，４００万ですね。こんな金は普通の永平寺町内で働いている人で、果たしてこれだけ稼いでいる人がいるのだろうかという具合に思ってしまう。非常に高いと思います。さらに、近助タクシーをされているドライバーさんなんかになると、非常にボランティアに近い金額でやられています。ほかでよく似たことをされている人が、５００万とかそのぐらい年間持っていかれてしまうと、今やられている方はまだ頑張られるでしょうけど、その次の世代の人らが、何でそこまでしてやらなければあかんのやということで、世代交代ができていなくなるのではないかと。既に世代交代難しいと、厳しいという話もお聞きしておりますけども、それに一層拍車がかかってしまうのではないかとこの具合に思っております。

次に３番目。これは今回の一般質問で滝波議員さんからお話があった、その当該エリアの人らには、アンケート調査をされて利用されますか、金額はどうですかというようなこととられていましたけど、それ以外のエリアの人たちですね。松岡エリア、永平寺中エリアの人たちにはそういうことはされてない。なのに、自分たちの税金が使われる。さらには永平寺中の人ですけども、南の近助タクシーに、すぐ目の前だけ行けん、乗れないという声が聞こえてきます。そういった辺りは理解して応えていこうとされているのでしょうか。そういう意味で早く全エリアにこの公共交通、いつ幾日までにやりますというスケジュールを、まず町民の皆さんにお示ししないと理解が得られないと思いますけど。

以上であります。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） まず、全体計画をというお話でございます。昨年からは、昨年の総合政策課のときからこの乗合タクシーについては、少しずつご説明をして、現状を説明しながらお話をしてきた経緯があると聞いております。私も４月に来ましてから、コミュニティバスの現状を全地区、この前全協でもお示した資料でございますけれども、今１便当たり大体もう一人を切っているって

う現状をお示しさせていただいたと思います。そのような状況で今議員さんがおっしゃる全体把握をして、研究をしてから進めるのではないかというご意見でございますが、今それを待っていますともう1年2年という年月がたちまして、やはり上志比地区、特に上志比地区、遠いところから、今回の検証でアンケート結果でも分かりましたが、上志比地区から松岡の医療機関に通いたい、お買物に行きたいという方が大勢おりましたので、そのような状況からも、やはり早急に進めたいというのが現実でございます。もちろん全協でもお話ししましたとおり、今回が確定ではございませんので、今3か月の実施終えて10月から始めますけれども、そちらのほうも、ある程度実用化をしながらの実証ということで、ご理解をいただけたらと思っております。そのような状況でまず上志比地区、御陵地区を進めながら全体の計画づくりということもお話しさせていただいていると思いますが、地域公共交通会議におきましては専門的な方、事業所さん、町民の方といういろいろ多岐にわたる方にお入りいただいておりますので、その方々と研究、検証行いながら地域計画づくりというものを進めていこうというのが今回の計画でございます。

○総合政策課長（江守直美君） 他市町の状況でございますが、今県内16市町の全域でやっているところ、一部地域でデマンド化の導入が進んでいるという、もうほんとに16市町でも進めている状況です。今費用的な比較におきましては県から頂いた資料から、鉄道を除きます公共交通関連の経費が歳出、市町の歳出全体に占める割合で比較をさせていただきますと、永平寺町は0.59%ということで、県内上から11番目ということでございます。周辺地域の状況におきまして、そのようなバス関連運行予算で7千万以上使っている市町もございまして、本町におきましては5,300万ほどということでございますので、他市町と比較してもそこまで大きいとは思っていません。デマンドだけに係る費用におきましては近隣市町でいきますと7千万近く走らせている市町もございまして、エリアの大きさも異なってはまいります、今やはりコミュバスの永平寺町の現状を見ていきますと、少しでも皆様、町民の皆様の、高齢化社会におきまして町民の皆様の健康的な日常生活、社会生活を応援するという観点で、単に人を運ぶということではなく、やはり高齢化社会におきましてフレイル、外出支援ということでフレイルの支援、そういう多岐にわたる総合的な政策ということで、専門家の方とも検証しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、近助タクシー、これは全国でも永平寺町だけが取り組んでいる、多分恐らく今美浜町が参考にという意見聞いているのですが、これはコミュニティバスの自動運転やっていく中で、どうやって過疎地モデルをやってくかの中で生まれたサービスです。これ、できたのもここ川崎議員いらっしやいますが、志比北の振興会長やられて、まずは志比北からやっっていこうってことで近助タクシーが生まれて、次南吉野、これも振興会の皆さんと議員さん、キーマンは今回は議員の皆さんがほんとにキーマンになっていただいて、南ですと上田議員、吉野ですと今辞められましたが江守議員が地域の皆さんと一緒に、また町も地域の皆さんとお話をしながら進めていったという経緯があります。それで、この近助タクシーほかの地域にも広めていきたいということで、清水前課長もいろんな振興会にあたりましたけど、なかなかできないっていう中で、ですけど、今でもあたってはいます。あたっていて、一人二人の方やってもいいよという方はいますけど、大体1エリアですと10数名のドライバーの方が要る。ここをどう声をかけてやっっていくかっていうので、永平寺町としては近助タクシーで全地区回れるのが理想かなとも思っています。

ただ、先ほど私たちは視点が違いますけど、これが維持できるのかできないのかっていうのがあります。地域、定年も延長しましてみんな70まで民間で働かれて、地域に帰ってきたときにドライバーができるかどうか、次の人がいるかどうかっていうのが今課題になってきております。この例えば近助タクシーが次の世代が出てこなかった場合、社会的状況が出た場合は今回のこの例えばオンデマンドタクシーをそこの地域に入れる。空白地にするわけにはいきませんので、年々年々免許返納とか痛ましい事故も増えてきていますので、そういうふうにしていかなければいけないなと思っております。

もう一つ、コミュニティバスの併用。これ先ほど予算のお話もありましたけど、オンデマンドとコミュニティバスを別々にやっている場合は物すごいお金がかかります。永平寺の場合は一つの業者にコミュニティバス、時間によってはコミュニティバスを走らせていただいて、ルーチンで行くときはコミュニティバスで走らせていただいて、その大きな移動がなくなった後はバス、タクシーを走らせる。これは予算的にコミュニティバスとオンデマンドタクシーを別々に契約すると物すごく高くなりますが、一緒の方に運転してもらうことによってタクシーを2台も3台も走らせなくてもいい、通勤通学に使う方。これは効率が僕はいいと思います。コミュニティバスをやめて午前中に、タクシーを3台呼んで走らせるのか、

お客さんに待ってもらうのかよりも、今までのバスで入らせて、混む時間、中学生とかも乗りますので、その時間をやっぱりコミュニティバスで走らせるほうがより効率がいいのかなとも思います。

それと、これも去年から説明させていただいておりますが、上志比と御陵地区を先行して今実証実験やらせていただきました。これまず一つは、全体、全部ができないか。これ何度もお話ししていますが、全部ができないかと業者さんにお話ししたら、今の問題、社会の状況で、運転手をなかなか確保ができない。どことどこをやろうかってなったときに、まず御陵地区は電車が走ってないエリア、えちぜん鉄道が走ってないエリアで、あと学生さんの移動とかもあるのでどういうふうにやるかっていうのを1回見てみたい。上志比地区は、松岡、永平寺中地区、上志比で比べますと、買物行くとかいろいろなところがあるだろうってことで先行してその二つをやらせていただいております。この中で昨年3か月実験をして今年度やっていく。あと、それに合わせって松岡、永平寺地区もやっていきたいという方向を持っています。計画の話もありますけど、実はうちまだオンデマンドタクシーのノウハウがないです。まだ、実証実験をして、あれ無償でやっています。近助タクシーもそうだったのですが、最初始めたときはお客さん乗らなかったのです。それで、実用化なって金額をもらうようになって、お客さんのニーズに応えながらこういうふうに持ってこうなって、定期券とかいろいろやってお金を取るようになって、口コミで増えていって4倍5倍になってきたっていう実証もありますので、オンデマンドタクシーもそういった実用化の中で例えば今バス停までに行かなければいけないとか、いろいろあるわけですが、これは近助タクシーの兼ね合いもあって、先ほどあった近助タクシーと一緒にみんなオンデマンドタクシーにしまえばいいんじゃないかなってなるので、最初は差別化を図った方がいいのではないかなというのでやります。ただ、それでも利用が少なかくもったこういうふうな利便性があつたらいいのではないかな、そこは柔軟に変えていって、じゃあ、そのエリアでできたのを松岡、永平寺、またほかの公共交通機関とどう連携をさせるかっていうところで、初めて僕は計画を作っていく。近助タクシーがもし成り立たなくなったときには、どういうふうにオンデマンドをそこに持っていけるか。

もう一つは、うちはオンデマンドよりは近助タクシーをやりたいって思いがありますので、引き続きいろんなところにオンデマンドができて声をかけていって、近助タクシーが成り立つのであればそっちに切り替えていくっていうことで

す。今進めています、今実はいろんなエリアで、ここ実証実験しているエリアですけど、近助タクシーやってもいいよって方がいるっていうので、そこからちょっと広げていけないかというのはうちの職員も今一生懸命対応しています。ただ、一人二人では厳しいところがあって、上志比エリアぐらいになりますと15人以上は必要かなとか、いろいろそういうのもありますので、引き続きやっていきたいと思って、予算的な話もありますが、これは決して、おっしゃるとおり、これを利用されない方から見たら物すごくこういうところにお金を使っているという、そこは思いがあると思います。コミュニティバスもそうだったと思います。誰も乗ってないのにこうやって走らせてっていう思いがありますが、やっぱりこれ、滝波議員のときにもありましたけど、採算が合うのであれば民間が走らせています。合わないで町としてはサービス料を払う。それともう一つ、この永平寺町は車社会ですので、車に乗らなくなった時点でなかなか生活しにくいところが出る。これからそういった交通弱者の方が増えていくのはもう明らかですので、コミュニティバスはなかなか利用しなかったけど、もう一方、利便性のあるサービスのこのオンデマンドタクシーで、これはほかの市町も今先ほど実例ありましたけど、どんどん今導入をしていっております。ほかの市町も永平寺町と一緒にぐらいの、それ以上の金額を使ってやっているところもありますので、永平寺町はコミュニティバスのいいところ、いいところっていうのは朝ルーチンで大量に移動できると。それ以外の時間はニーズに合ったコミュニティバス、また近助タクシーでやっていく。近助タクシーっていうのは永平寺町の一つのモデルの事業ですので、地域の方々に声をかけさせていただいてやっていきますけど、コミュニティバスが成り立たなくなっていることもありますので、その間オンデマンドタクシーでやらせていただきたい。近助タクシーがもし、もし成り立たないにはずっと支援はしていきますけど、成り立たなくなったときの代替としてオンデマンドタクシーのノウハウを持っておかなければいけないという思いがありますので、何とぞご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 8番、清水憲一君。

○8番（清水憲一君） 大事なのはこの近助タクシーの付加価値の部分ですね。（地域の見守り活動）これが物すごく大きいと思います。それが乗り合いで近所のおばちゃん同士が話し合う、情報交換し合うというところはもう非常に大きなメリットだと思います。したがって、可能ならば全エリアにこの近助タクシー、これを進めていくようなのを前提としてこれを考えていくというスタンスでできれ

ばなという具合には思っています。あと、今の話を聞くと、まだ調査段階だと。立ち止まる可能性はあると。

立ち止まらない。ということは、もう10月からスタートして3月までやって、その後はもう正常で走ると。

そういうところで一旦何か見直しをかけるというタイミングはあるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） その部分は走らせます。どっかのタイミングで近助タクシーができるよ、いけるよってなったら近助タクシーに切り替えるタイミングはできると思いますし、先ほど言いました、走らせて今度料金頂きます。この前までは料金頂いていませんので、料金を頂く中でこうしたほうがいいとか、ここが不便だとか、そういったのは切り替えて、柔軟に。ただ、何か月かに1回のその交通会議にはかけないといけませんけど、そこは柔軟に、利用者目線でやっていくのが大事ですのでそこはやっていきます。ただ、近助タクシーがというか、代替が出てくれば切り替えることはできますけど、これ走らせていってコミュニティバスに戻すとか、そこはなかなか難しいかなと思います。なぜ、今このオンデマンドをやったかという、現のコミュニティバスの利用が少ないっていうところから、オンデマンドタクシーに切り替えていこうっていうのが一つありますので、今度オンデマンドタクシーも走らせることによって、いろんな声も聞こえてくると思います。料金が発生しますと色々な声が、より一層聞こえてくると思いますので、そこは柔軟に対応していきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） 今町長申し上げていただきましたけれども、近助タクシーにつきましてですが、やはり聞きますと、心配に思われているのが、もし運転したときの事故の面とか、安全面について不安やというお声を聞きます。地域の振興会に入って近助タクシーってことで導入を進め、私たちも説明をするときにそういうお声をいただきます。そこにおきましては先行地区の方々と意見交換なども行いまして、不安の解消を図りながら、地域で地域を守る近助タクシーのご理解を推進いたしまして、近助タクシーエリアの可能性というものは引き続き模索してまいりたいと思っております。

それと、5月末、福井新聞報道でもございましたとおり、運転手不足がほんとに深刻な課題となってございます。今後こういう地域交通は危機的な状況で自治

体の運営する公営のライドシェアとか、乗合バスなどを総動員していく必要があるという報道もございました。永平寺町におきましても、やはり高齢化社会で町民の方の、さっきも申し上げましたが、健康的な日常生活、社会生活を応援する観点からも、町民のニーズに沿った利便性の高い公共交通を常に検討を続けていきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 8番、清水憲一君。

○8番（清水憲一君） 再度申し上げさせていただきますけども、人件費の部分709万円、半年でというのが非常に気になります。民間の感じからするととてもでないけど、ここは理解得られないのでないのかなと思いますけど、そういう意味で丁寧に住民の皆さんに説明していただいて、仕方ないねと。足がないのだからそのぐらいいいよと。お金はみんな町民のもんですから。町民の皆さんにこう使わしていただきますと、理解得た上で使うということに徹していただきたいです。何か物すごく急いでいるようにしか見えないので、丁寧にやっていただきたいということであります。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） すみません、先ほども人件費のお話いただきましたけれども、今回実はコミュニティバスにおきましては、今現在二つの事業所さんに入っていておりまして、エリアを分けて動いていただいております。1年契約で契約を今年していることもありまして、今年度におきましては今担当しているエリアの事業所さんに、そのままデマンドのほうも請け負っていただく予定で、今予算見積りを出していただいております。

御陵地区におきましては、一人のドライバーさんが朝は学生さん向けのコミュニティバスで運用していただいて、日中はデマンドを運用していただくということで予算見積りを1名分ということで頂いております。多分御陵地区におきましては、ある程度エリアも規模ありますので、その事業所さんにおきましては、予約受付も今の体制で増員なしで受けられるということで予算を頂いております。上志比地区でございますが、こちらの方はもう少しエリアも大きくなりますので、通常のドライバーさんプラス予約受付分の人件費も頂きたいということで、人件費が300万ということで、上志比地区エリアについては増額にはなっておりますが、そういう状況でございます。

コミュニティバスにおきましても10月からのデマンド化に向けて削減できる

ところは削減という方向で、それとできましたら土曜日の運行の少ないところも合わせて削減ができるのでしたら、事業所さんをお願いになりますけれども、変更という形で削減できるところは削減で、デマンドの予算は9月補正で減額するということで予定をしているところでございます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 今の話の中で、見直しをかけるということですが、計画の中に実情に応じて定期的に見直しをかけるということですが、例えばですね、運行形態、今デマンドタクシーは停留所から目的地のドアまで、近助タクシーっていうのはドアツードアですよ。このところは利用者サイドからすると、たちまちやってほしいよねっていう状況だと思います。それはありきの話ですね。確認しておきます。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） はい。私どもは近助タクシーをととても大事に思っておりまして、今始めますデマンド化におきましては、そこまでサービスをできればほんとにいいですけれども、まずは停留所をコミュニティバスよりも地域ごとに増やしておりますので、おうちからは200メートル以内ということで幾つか増設しております。そういうことでご理解いただきながら進めたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） この件につきましては一般質問でもさせていただきました。

面的にどうするかっていうのは町長答弁でお言葉ではいただきますけども、実際には共通理解するには、計画がまずもって必要やなっていうのは、事前に言えますけれども、これは一般質問で言いましたのでできますが、まず一つは利用者です。今回実証実験3か月やりました。御陵地区がトータルで42人。そして、上志比地区が160人ですか、利用されたということです。3か月でこの人数です。冬場ということもあったのでそれについても、ここで本格始動に踏み込むということが、どうなかなっていうのは多分私は思っております。その上で、この10月から半年間やるわけですが、どれくらいの利用者を見込もうとしているのか。当然予算も計上されていますから、それぐらいのことはどう考えているかっていうことをまずもってお聞きしたいのと、二つ目には、交通会議ですか。公共交通会議で多分これ予算化はしても、これ10月本格始動するために

は公共交通会議にまた諮らなければならないのかどうなのかっていうこと。じゃあ、諮る上においてはどのような諮り方をするのか。例えば、料金だけのことをいうのか、それともこの計画全体についてどうなのかっていう意見をもらうのかっていうこと。実際にいつ頃それをするのかっていうこと。

三つ目には、これは先ほど清水憲一議員が聞かれたのですけれども、一般質問で言いました、将来の交通弱者をどういうふうに面的に描いているのかっていうことですが、それは今後ということだったので、それは置いて。

四つ目には、この事業って非常に、言い方は悪いですが不公平感が、町民にとって不公平感を感じる事業ですよ。先ほど清水憲一議員が言われていたとおり、近助タクシーが入っているエリアのほん隣の住民は目の前に近助タクシーが走っていて、ああ、いいなって、うちは何故できないのだろうっていう話になりますよ。そうすると、あそこは地域の人たちがドライバーをやっているので成り立っていますよと。うちはなかなかそういう人らがいらっしやらないので成り立たないのかって、いうふうにして合点をするわけですよ。これが今度は乗り合い、いわゆる民間業者委託でやるわけですね。そしたら、御陵地区と上志比地区はそうやって走っているのかって。そうしますと、まだ走ってないところは何故できないのだろうって、特に高齢者は思うわけですよ。そうすると、ぜひやってほしいわって話になりますよね。それ多分、目の前に出てくると思いますよ。要は、そこまでこれ同じ税金を払っている町民が、片やそうやってサービスを提供されているけれども、ここはサービスを提供されていないっていう地域が、どれくらいの期間そういうのが、言い方悪いけど取り残されている地域が出てくるのかっていうことは、これ今の時点で考えていかんと、いざやりましたよって、多分いろんな声が出てきますし、当然ここにいる議員はそのそれぞれの地域の代表でもあります。そこが理解していますよっていうことに、ここで予算通ったらそういうふうになっていきますよ。じゃあ、そこに対して町民に対してどう我々が説明できるのかっていうところが、面的整備ができてないのに計画ができてないのにそこは我々言われんのですよ。ということになってしまいますよ。そこをどう考えているのかというのが1点で、それともう一つは、不公平感があるっていうのは近助タクシーとの関係ですよ。片や割と大変時間を割いて地域住民がやっていますよと。片や業者さんがやっていますよっていうことになります。先ほどのかかる費用も違いますし、もっと言ったらそこでの差別化を少し言われましたけれども、どう差別化を持っていくのかっていうことも一つあります。ただ単に停

留所を設けて200メートルでそこだけが歩いていきますよっていうだけでいいのかどうかということもあります。

懸念するのはドライバー不足、これはタクシー会社もドライバー不足ですけども、近助タクシーもドライバー不足に発生するわけですよ。それはどこも一緒です。近助タクシーを大事にしてそうやって、次の後継者ができるように政策的にやっていくのか、いやいや、そういう地域のボランティアのドライバーなかなかできませんよって。将来を見越してこれは業者に運転手、いわゆるドライバーを育成させるようなことをやっていただいて、民間でやっていただくのかっていう方向性がこれ今回やることによって、どう町はやってくかっていう方向性がある意味見えてきていないということですよ。ここはどうするのかっていうのをぜひ聞かしていただきたい。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） まず、計画というところでございますが、これは先ほどから申し上げていますが、今年度10月からデマンド化を導入して引き続き検証、実用化を図りながら実証、研究、検証、研究を重ねながら、よい方向を探していくという、それがある意味計画作りにつなげていくっていう方向でいるというところをご理解いただきたいと思います。

全体像を見てからというお話先ほどもございましたが、今取りあえず早急に昨年から申し上げている、説明を重ねてきましたとおり、もうこのままいきますと1年2年、何年か過ぎていって、やはり上志比地区、特に上志比地区の方、ほかの地区もそうですけれども、その方たちの外出の支援が遅れていくと、サービスのそういうことにもなりますので、そこは早急に取りかかりたいというところをご理解いただきたいと思います。

それと、今予算見込みでございすけれども、見込みでございすますが、どこら辺を見込んであるかというお話でございましたが、実証実験を鑑みまして、上志比地区では登録者が100人、最終ですね。御陵地区では28人ということの登録でございましたので、あまり高いところは望んでいません。まずはそこから始めまして近助タクシー、志比北地区とかほかの地区がだんだん年度ごとに増えていったような形で進んでいくと考えておりまして、今回令和7年度におきましては130人で今収入を計算しているというところでございます。もちろん今後のPRでどんどん登録者数を増やしまして、近助タクシー並の利用を目指して進めていくところでございます。

(発言する者あり)

○総合政策課長（江守直美君） 上志比地区でございますが、コミュニティバスのま
ず上志比地区でございますが、これは6, 130人、年間ですね。1年間で6,
130人の方に乗っていただいております。その中の子どもさん、朝と登下校の
子どもさんがほんとに8割9割、ここの上志比地区はご利用いただいているとい
う状況ですので、一般の方のご利用はほんとに少ないという状況でございます。
御陵地区でございますが、こちら年間2, 538人というところで、子ども
さんが乗る朝、帰りの登下校のところは1日平均、1便平均ですね、3人4人と
乗っていただいておりますが、それ以下のところはもう本当に1人、平均ですね、
1便の年間平均ですが、1人とかそういう況だというところで、そういう現状で
ございます。それと、交通会議にかけていくというのはもちろん必要になってき
ますので、料金の体系、それと、まずデマンド化を走らせるということの運輸局、
事務所さんが運輸局に許可をいただく。どういうルートで走るとか時間帯とか、
そういう間がございますので、まず今、6月末に公共交通会議でお話しさせてい
ただきまして、料金の形態も説明して、もう一回10月前の大体8月の始めぐら
いにはもう一回公共交通会議にかけまして、全体の計画を決定、10月に向けた
運行の決定をしていく予定で今進めているところでございます。

それと、不公平感を感じるというところでございますが、私どもも本当に近助
タクシーを進めたいというのがもちろん総合政策課としての思いでございます。
その中で、やはり先ほど申し上げましたが、地域の担い手さんへの引き続きのご
説明、不安解消を図っていきながら、近助タクシー導入というのはもちろん進め
てまいりますし、他の地区におきまして、今申し上げました次の展開としまし
て、公共交通会議で必要な交通、施策ということで、話し合いを行って横展開をし
て進めていきたいというところでございます。

やはり、デマンドタクシーにおきましては、料金が近助タクシーよりは高めの
設定になると思います。これは他の市町の坂井市、あわら市、また越前市とか先
行してやっている地域の料金も見ながら、永平寺町の料金も確認しますが、近助
タクシーよりは高いというイメージで今持っているところでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか。

河合町長。

○町長（河合永充君） 今お話ししました、その利用が、今コミュニティバスの、こ

れ皆さんに資料出させていただいておりますが、利用が少ない。利用が多い部分が学生ということで、その部分はコミュニティバスを残して、今度その利用が少ないところはオンデマンドタクシーに変えていこうというのが今回の趣旨です。その際近助タクシーを全部走らせたいという思いがあるのですが、なかなか集まらないので、集まるまで今の体制のコミュニティバスで置いていいのかという議論もあると思います。その中で、今回オンデマンドしかり、他の市町も先行的にやられていて成果を出しているということで、導入していこうという形で、先ほどから申し上げていますように、基本は近助タクシーなんかがいいのでないかという思いがありますので、併せて近助タクシーでやっていきたいと思います。

それと、滝波議員がおっしゃったとおり、上志比と御陵先行で、今度松岡と中地区はどうかかと。これはこの前からも毎回答弁させていただきますが、引き続き速やかにそちらのほうも今入っていく。ただ、これ事業者さんとの人の絡みもあります。人がいるかどうかの絡みもありますので、そこは業者さんの話のあれがありますけど、速やかに永平寺と松岡地区もオンデマンドタクシーを入れていこうとは思っています。ただ、同時に近助タクシーができないかどうかというのを探っているのか、提案をしていきたいと思いますので、ぜひ議員の皆さんも先行事例ありますので、その松岡、永平寺中地区、また一緒に活動してドライバー集めとかにご協力をいただけると助かるなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の答弁でありますと、町はやはり従来どおり近助タクシーを推進していこうという思いだということですよ。今回民間事業者さんとのデマンドを導入するに当たって、近助タクシーの運営されている方々と、その点について何か意見交換したことはありますか。どんな声がありましたか。あったのならどんな声がありましたか、というのをぜひ聞かせていただきたいのと、これは何回も私言いますが、このことが近助タクシーの継続にある意味、待ったをかけないかなという懸念をしているわけです。そうなる場合には、今の時点から差別化を、導入したらダメとは言っていないんですけど、差別化をする必要がありますよっていうことを、どう考えますかっていうことが2点目の質問。

それと3番目。利用者の数のことを明確にはおっしゃりませんでしたが、単純に言いますよ。単純に言いますと、今回4月21日の総合政策課の資料を頂きました。いわゆる3か月の実証実験の結果であります。これ、いろんな方面で分析

してあるかなとは思ってはいますけど、例えば御陵地区において42人、42回利用して、そして77.2キロ行きましたよって。大体平均1.9キロですよって、走行距離。これタクシーに換算すると920円になりますよっていうことですよ。要は920円1回かかるということは、単純な言い方ですけども、今回の御陵の307万4千円ですか、予算計上されている。単純に割り切れば、利用者は大体出てきます。タクシー利用したら割り切れば、私の計算が間違っていなければ、3,341人になります。私一般質問で言いましたが、現存のタクシー利用者さんを利用して、その分少し利用者からもらってというやり方をやっているとありますよって。要はこのやり方でやりますと早くできます、しかも継続的にできますし。もっと言ったら、利用者がどれだけいるかによって町の支出が変わってきますよっていう。3,000人の利用が見込めるならば、このやり方でいいと思いますけども、見込めなかったらタクシーの利用を促進すればいいんでないかなっていう、単純に言うともうそういうことになります。上志比も同じようなデータが出てきていますから、上志比も同じようなやり方しますと、半年間で2,127人利用することができます。そんなことを考えますと、もう少しやり方に工夫ができるのでないかなというのが3点目の質問です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ実証で乗っていただいた方、これ主にコミュニティバスを利用されていた方で、この新しい使い方というか、今までコミュニティバスで、バス停でその時間に待っていて、どうしてもそれを使わなければいけないという方々で、現に志比北コミュニティバスから近助タクシーに変わったら、4倍から5倍に利用者が変わってきたということで、使い方によって利便性が分かっていたただければ、利用は伸びるのかなと思っております。今回この計画を今なかなか今できないって言っているのは、このデマンドタクシーの実績がないので、今全体的な計画をつくっても、どうしてもそのデマンドタクシーの部分が、計画に落とし込めないというのがあります。今回これ実証で、実証じゃなくて今やらせていただいて、そしてやっていく中で課題があったとき、思ったよりも乗らないねとか、これが改善するともっと乗るのかなとかそういうのをやっていく中で、今、滝波議員言われたそのやり方、デマンドタクシーここぐらいニーズを聞いてやったけど、駄目な場合は今滝波議員の提案のそっちのほうに切り替えたほうがいいのではないかとか、そういったことをやっていく必要はあると思います、ただ、今回近助タクシーからオンデマンドタクシー、オンデマンドタクシーから近助タ

クシー化と同時にコミュニティバス、今までは、さっきもありました、全く利用がされてなかったエリアから、利用される方もまた想像がつかないというか、どういう利便ができる、利便性があるかというのはなかなかない中で走らせていたきたい。その中で気付いたことを改善するなど、例えば滝波議員のおっしゃられたようなそういう提案、そのタクシーのそっちのほうが経費的にもいいよねとなるのか、そこは柔軟に対応させていただきたいなと思います。とにかく計画づくりにはそのノウハウがないとつくっていけないというのもありますので、先ほどから今すぐ計画はできないと言っているのは、実はそういったところで、オンデマンドタクシーの実用化を一度やって、それで将来的なものを考えていきたいなという思いがありますので、ご理解をお願いします。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

よろしいですか、よろしい。

○9番（滝波登喜男君） はい。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） すいません。先ほど議員さんが利用者数のことをおっしゃって、予算からの計算ということは半年分で大体3千人というお話で言われたと思うのですが、今うちが近助タクシーの志比北、志比南、吉野地区を参考に、そこら辺までの伸びを、まで持っていこうと計算しておりますので、大体志比北地区におきましては、年間4,300人ぐらいが使っていただいている計算になっております。また志比南地区におきましても、年間3,100人、吉野地区におきましても年間1,800人という状況で、志比北地区におきましては、登録者数が289人という中で、今言う4,300人の年間の利用ということでございます。上志比地区におきましては、65歳人口が1,069人。この方々が大体登録者の率、近助タクシーの登録者の率で大体志比北ですと60%以上とか、志比南ですと25%以上、吉野地区だと43%以上ということですが、単純に3割の方が登録いただきますと、320人という数になってきますので、そこからいきますと、近助タクシーの登録者数にはひけを取らない形で活用が進めるのではないかと、いうふうには想定しております。とにかく少しでも乗っていただくことで、この予算においては有効性というか、効果を発揮してくるものでございますので、その使っていく中で、私ももちろん積極的に活用を促進してまいります。そういうことで数字のほうはまた追っかけていきますので、またいろいろなところでご報告もさせていただきますので、ご理解をいただきたいと

思います。

○議長（酒井圭治君） 9 番、滝波君。

○9 番（滝波登喜男君） デマンド交通、確かに民間委託のデマンド交通はやったことがないというのは間違いないですけども、でも同じデマンドでも近助タクシー、デマンドとは言わないのか分かりませんが、ほぼ同じようなやり方でやっている実例があるわけです。今ほど課長が言われましたとおり、志比北では4, 3 7 1 人の利用、南では3, 1 0 0 人、吉野では1, 8 8 2 人というふうになっているというデータもあるわけです。ただ、そのデータを用いりながら、どれだけ半年間で利用を促進するかって、先ほど言いましたとおり、私は別に単純に言っているわけですよ。事業費がこれだけあります。タクシーでやるとこれだけ実証実験の中で、これだけの費用でしたよって。単純に割り切れば利用者は出てきますよって、これ単純に出てくる数字が3 千人を超えているということです。このやり方をまた変えていくっていうことであれば、これは本格導入かも分かりませんが、半年間のある意味実証実験という位置付けをしなければ、そう簡単には変えることができないのではないかなって思います。

それと、今ほど、なぜ利用者を出さないのですか、目標を出さないのですかということと言ったのは、この近助タクシーの経験があるからこそ、利用目的が、目標が出てくるのでないですかっていうことです。多分近助タクシーの方々、ここに議員も一生懸命やっています。この数字になるためには、多分ドライバーさんたちを中心に相当努力されているのだと思います。その辺のところは比べるとかなり伸びていますから。それは地域の人が地域の人を守るという、汗と情熱をかけてやってきた結果が、ここまでできているのだと思います。その汗と情熱を行政が単に業者委託をしますからって、お金を出してこうやりますよっていうだけで、利用が増えますかということ言いたいです。その覚悟がなければ、これここまでの数値にいかないということがありますよって。それじゃ単純にタクシーのこの平均の料金で利用してもらうということであれば、数だけで町の支出が成り立ちますよって、いうところでもすぐできていいのではないですかということ言いたいわけになります。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 私も近助タクシーをやっぱりやりたいです。全部を近助タクシーやりたいです。今なかなか集まらないところの空白地帯、コミュニティバスだけではもったいないので変えようというのが今回の案で、言っているのは、こ

れをやりながら近助タクシーも併せてまたお願いにずっと上がっていくというのを、お話をさせていただいております。

それと、今これをやらせていただきたいというのは、今、滝波議員のそれも物すごく僕分かります。タクシーを町が補助をしてやっていく。それを先にやったときに、物すごい数が伸びた場合、もうコミュニティバスに、オンデマンドタクシーに戻すことはできないと思います。オンデマンドタクシーから今の滝波議員のその提案には移行はしやすいかなとは思いますが、これいろんな方が目的所設定とかいろいろするのですが、それをしますと、利用が物すごく増えていく中でどうしていくか。オンデマンドタクシーのように、学生さんはその対象にするのかとかいろいろ出てくると思います。そういった中で、この近助タクシーが今すぐ、努力はしていきますが、できないところをまずはここで、コミュニティバスの現状を見ているとこれで進めていった方が、僕はいいのかなと思いますし、先ほどから申し上げておりますように、滝波議員のおっしゃることは本当になるほどだと思います。そういうのも合わせて一度これやらせていただいて、実用化です。これ3月までの予算やね。3月までの予算です。10月から走らせるので、10、11、12、1、2、3。6か月。どこかその年明け、1月とか2月に一度この成果とかここをまたご報告をさせていただいて、多分4月からもやっていきたいという気持ちはあるのですが、見ていただけたらなと思います。こういうのってお客さんがお客さんと呼ぶなど、あのサービスいいよとかそういう広がりもあるので、そういったところも見ていきたいなと思いますし、あと近助タクシーもどういうふうな今各地区が反応なのかというのも、お話をさせていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） はい。私のほうから。重複してしまうとなんだけど、滝波議員が結構私言おうとするところを言っていたので、まさしくそのとおりだと思います。もう私も単純計算でこのところで見ると、御陵ですと1日五十何人ですね、一番多いときで。そういう全体で。これ日割りすると1日に出動が一、二回という形になります。実際それより増えるとは思いますが。それから上志比ですともっと多いですけども。だから、そういう見方は割り算すると今言っていた形でもっといい方法が、決めてほしいなとそういった案ですばらしいかというのが出てくると思いますが、あと2点だけ、人の思いとかも言っていたい

たので、代弁していただいたことになりますが、まず2点聞きます。

先ほど清水議員もおっしゃっていましたが、その人件費の割り出しのところですよ。御陵地区と上志比地区で多分対応が違うかと思いますが、私から聞くと、専用オペレーターと専用ドライバーを3名追加したのですかということです。配布とその人件費のところで。御陵地区はコミバスのデマンドの車両とドライバーを共用させる、ドライバーも人も共用させての値段ですよと。上志比もそういうことはできないのですかっていう発想です。だから、そう考えると、その同じような運用の仕方ができる、今後はできるのでないかと。例えば今町長もおっしゃっていました。朝の通勤通学、特に通学のところ、そのところはコミュニティバスで、あとは全部デマンド化することになれば、その費用についてはどうかと。当然その上志比のところも、コミュニティバスでも費用出しているでしょう。要は二重に出しているみたいになるのですかというところです。ある意味ではこうで、マイナスが、コミバスのところの6か月の483万、これが要はコミバスが人数を減らしてということを出てくるのだらうと思いますね。ですからそこら辺りをもうちょっと細かく精査すると、そのかかる費用というのも変わってくるのでないかというのがまず1点。

それから2点目は、先ほども両議員もおっしゃっていたのですが、ここに川崎議員もいらっしゃるしあれですが、やはりコミバス、近助タクシー立ち上げるときには、向こうと同じですが、北地区と同じですが、やはり振興会内、各地区の区長さんはじめ集まっていて、打合せ会は毎月のようにありました。その中で、その近助タクシーを走らせるために、各地区でドライバーをお願いしますということで募集をかけていきました。当然その中で、その地区の担当で結構頑張れる人をピックアップして、その人を通じて、例えばその地区から出していただくという形で、それなりにきめ細かく1年以上かけてつくってきたという経緯も、それは北も問題だらうと思います。だから、そういうところもやはりぜひその近助タクシーのいい面をお願いしたい。やはりその近助タクシーの運行、それから今上志比以外こういう形で運行する、そのデマンドタクシーのところと違いを、やはり住民の方々にきめ細かく、またはその近助タクシー立ち上げるなら立ち上げるところを重点で置くのであれば、そういうやり方を運行の中で考えていただいてもいいのでないかなという気がします。

だから、その2点をぜひお願いしたいということと、どうしてもできない部分もここに出ていると思います。このままいくと、さっき言いましたようにそのタ

クシー運用の費用のところ、先ほどこれ岡山県の吉備中央行ったときなんかも、一般質問で滝波議員もおっしゃっていますが、走行距離とかそんなのでもやっている場合があります。その費用の、業者頼むときには。そこら辺りも含めて再度検討していただくと非常に説得性も出てくるし、いろんな形が出てくる。また、その地域で頑張っている地域交通の方々の事業形態にも、つながってくることも吉備中央のところではやっていましたので、そこら辺りもぜひ参考にいただくといいのではないかと。同じようなことを質問になったかもしれませんが、私はそう思っていました、その意見で確認をさせていただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） まず人件費のところでございますけれども、先ほども申し上げました御陵地区におきましては同じ方でやるので、そこまで人件費がアップしないというお話でございます。もう一つの、もう一社のほうの人件費、700万ほどということで記載させていただいておりますが、その中には予約配車業務の他に、車両の修繕、点検、保管という新たな、上志比地区におきましては、それ専用車両をまた準備調達するということになってまいりますので、その修繕、点検、保管費とか、そのオペレーターさんの保険料なども含ませていただいている人件費で、純粋なそのオペレーターさんだけに行く費用ではございませんので、行っているのですけれども、車両点検とかそういうものも含んでの金額で、すいません。ここに全部人件費として含んでいますので、高くあたっているという状況でございます。それと、この業者さんにおいては、別にオペレーターが用意しないと回せないという、ことでのそういう措置の費用でございます。

それと走行距離などを検討しながら、運行のやり方ということでございますけれども、これは確かに県内の他の市町の事例を見ましても、一律幾らというところもあれば、走行距離によっては金額を変えるというところもございます。見ていますと、やはりデマンドを入れているようなところは、中心部よりはやはり外れて遠くあたるところ、コミバスを走らせるのも費用的にもサービスの、なかなか利便性的にも調わないところに入れているような気がいたしております。ですので、こういう料金体制も変えている市町もございます。そのところは公共交通会議でも研究いたしまして、町の料金を固めていきたいと思っております。

すいません、2点目の運行の。すいません。

○11番（上田 誠君） 2点目は、何度も近助タクシーのほうで話をおっしゃっていました。滝波議員もおっしゃいましたけれども、私どもも近助タクシー立ち上げ

るに、私も近助タクシーと振興会と両方立ち上げる形で行きましたけども、やはり足かけ2年、近助タクシーやら云々のところでは丸1年はかけて、しています。先ほど言いましたように、そのドライバーの確保も各地区にお願いをして、各地区でまず出してもらおう。その中でも、各地区でもその各地区のキーマンとなる方を見付けて、そのキーマンの方からこの方、この方という候補者の中に当たっていただくという形で、きめ細かくやらせてもらったという経緯があります。だからそういうのも含めて、誰かおりませんか、なかなかおらないと、いうだけで終わってしまうところは当然いないと思いますが、やはりそこら辺りは1年ぐらいかけてきめ細かく、例えばこういうことをやるためには、ぜひ近助タクシーのドライバーが必要だと、そういうときにはこんな駄目でという、常に1年間ぐらいかけてドライバーを募集するとか、そこら辺りを細工というのでないけど、することによって、結構そこら辺りはカバーできてくるのでないかという気もします。なので、これと同じく並行してやるというのも、近助タクシー移行を考えていらっしゃるのであれば、そういうことでないかなと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 人件費につきましては年々全てが上がっていていますし、特にこの業界は上がっていていますので、これはオンデマンドだけじゃなしにタクシーにしてもいろんなものが上がっていくだろうなというのは思います。それと地域の近助タクシーを進めるに当たって、本当に議員さん、いろいろお世話になって、まとめていただいてというのもありました。今考えているのが、これ地域づくり応援課がいろんな方々と、町づくりをする積極性のある方々と一緒に汗をかいていますので、その方々の中で近助タクシーどうですかとか声がかけたいなと思っています。もちろん振興会とかいろんなところにも声かけさせていただいて、それと違った団体の方にまた声をかけさせていただいて、どちらかというといろんなところ、町づくりを積極的にやられている方が多いので、そういった方々と一回相談もさせていただいたらどうだというのも今話をしているところですので、またいろいろアドバイス等をいただけたらありがたいので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

暫時休憩します。

（午前11時00分 休憩）

(午前 11 時 10 分 再開)

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、財政課の、財政課関係を行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、財政課担当について説明いたします。

財政課分としましては、歳入の補正のみでございます。

予算説明資料の 63 ページ、財政課の欄をお願いいたします。

まず、繰入金について、でございます。繰入金のうち、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正において別財源が確保できたことから、1,041万7千円の減額を行うものです。

また、町づくり基金繰入金185万9千円につきましては、土地開発事業特別会計への貸付金の原資とするため、取崩しを行うものです。

次に、調査につきまして、合併特例債では、東古市地区の宅地造成関連の整備費、子どもの遊び場の追加改修費、消雪井戸の作成工事費、緑の村ふれあいセンターの空調設備費の財源として総額1億7,920万円を計上しております。

また、禅の里温泉の源泉くみ上げ管の取替え費の財源として過疎債990万円を、押谷川河川改良工事の財源として緊急自然災害防止対策事業債2,310万円を計上したところでございます。将来負担を見据えた上で交付税算入率の高い地方債の活用としたところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今財政のところで、これ他のところもあると思いますが、空調の、体育館等の空調のその改修の予算が出ていますが、いわゆる補助裏というのか、その学校なんかもいわゆる補助だけで、補助金だけでは賄い切れないということで、その自主財源を切り込んでいると思いますが、今の状況を見ていると、そういう金額で終わっていくのか、また、そういうところで町としては財源をさらにつぎ込むことにならないのか、その辺の見通しというのはどうなっているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 財政課長。

○財政課長（原 武史君） 今議員おっしゃったとおり、今回空調ですが、町としましては、この前の学校も合わせて補助、まずは補助を取りにいく。その補助裏に対して合併特例債を充てるという対応をしております。現在、今回の補正でふれセンも見ましたし、空調関係についてはもうほぼないかなと財政課としては捉えているところですが、また避難所対応等も含め必要なところが出てくれば、当然それは、まずは見合う補助金がないかを探した上で、その補助裏部分を対応していきたいと考えております。現在のところ、これまでの資材高騰等に対応するために前倒しで対応していくということでやってきておりますので、今実際発注したものが、例えば値上がりして財源が必要になるというようなことを、今のところは想定しているものではございません。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に住民税務課関係を行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君） それでは、住民税務課所管分の補正予算についてご説明いたします。

予算説明資料の66ページをお願いします。

右側、定額減税調整給付金不足額給付事業6,749万2千円につきましては、昨年度実施しました当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推定額を用いて算定しておりましたので、実際の税額によって本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を不足額給付として給付をするものでございます。

対象となる方としましては、所得が減少した、また子どもの出産等で扶養家族が増加した方などで、合計2,184人を支給対象者として見込んでおります。

給付額は6,160万円を計上しており、その他に必要経費として116万2千円。また、システム改修の業務委託料として473万円を計上してございます。なお、財源につきましては、全額物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございまして。

以上、住民税務課所管分の説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使途としては、僕は非常にいいと思いますし、なるべく早くしてほしいと思いますが、最近国でも話題になっているのが、こういうことをやる時にシステム改修にすごいお金がかかる。これで見ても 8 % ぐらいになるのですか。国でこの点を安くやると、1 割ぐらいシステム改修にかかるっていうので問題になっていると思いますね。要は私全くの素人が考えると、そういうことをなくすためには、こういうことをやる時には、ある一定の数字を打ち込めば済むような、そういうシステムにするということを考えないですか。僕はマイナンバーだけの話で、マイナンバーでも今年どんどん期限切れを迎えるでしょう。そういうこともあってなお難しいですよ。そういうことも含めて、そういう本当にシステムそのものを何かするって話なんかないですかね。こういうのをやって、いつもどっかの業者にそういうお金がどんといくというのが、全国で見たら物すごい金額になるので、その辺不思議に思っているのですけど。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君） 国が示している標準化システムのほうで対応させていただいておりますので、こちらの金額的なところには確認をしておりますので、これぐらいかかるというのが相当だと思っております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） もう一つかかるのが、それ、急にこれきますので、職員の負担というのも結構かってまいります。これ直接国がおっしゃるとおりシステム変更ではなしに、国が直接その対象者に振り込んでもらえるようなシステムができれば、仕組みができればいいなと思います。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に福祉保健課関係を行います。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 福祉保健課関係の説明をさせていただきます。

67 ページ左側をお願いいたします。

障害者福祉事務所経費でございます。これ財源更正でございます。

一般財源から県補助金へ財源を振り替えるものでございます。4, 260 万円です。これ、システム上の入力ミスからの当初予算の計上漏れによるものが原因

となっております。

大変申し訳ございませんでした。

続きまして、67ページ右側でございます。

健康福祉施設費でございます。

永平寺禅の里温泉の源泉井戸湯管取替えにかかる費用を計上するものでございます。

費用は998万円を補正させていただきます。

設置から12年が経過しまして、水質への影響及び劣化の進行が懸念されています。2年に一度ポンプを交換しているのですが、そのときから12年を経過しているということで、経過観察を進めてまいりました。定期的に経過観察を進めてまいりました。4月の定期点検において劣化が進行していて、色が変わってきていることと、ねじの摩耗部分が確認されていることで、今回補正により取替えをしたいと考えております。ポンプ、ねじの劣化によるポンプの落下、500メートル下にポンプが落下しますと重大な事故に発生しますので、未然に防止する上でも修繕をしたいと考えております。取替えをしたいと考えております。

財源は過疎対策事業債を計上して予定しております。

説明は以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 温泉ですけど、運用を始めてから随分たつようになりました。そういう中で、いろんな交換も含めて、改修が必要になってくると思いますが、そういう内容について割と細かくというか、示していただくとありがたいなと思います。いわゆるそのポンプは2年に1回交換しているけども、それをくみ上げる管が腐食している。スケールそのものの目張りとかそういうものはないですか。とかいうことも含めて全体がなかなか見えないので、そういうことも含めてどうかで示していただくとありがたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） スケールの付着状況につきましては、ポンプを引き上げ、交換のとき引き上げるのですけれども、そのときに確認して、そこ、スケールの腐食が付いているのまで確認できませんでした。ただ、管が着色して劣化をしているということで、その本数が段々増えてきているということで、今回

取替えをするものでございます。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） むしろ、温泉の色というのは約1,500メートルありますね。湯をくみ上げているのは、お湯をくみ上げているのは800メートルからです、変更して。下やったのを上に上げたのです。いや、確か800メートルに変えたと思います。いずれにしても、もっと下のほうからくみ上げる予定だったのを、上、途中からにすることで、いわゆる腐食とかそういうようなことも含めて軽減できるような方向にしました。下からの方が成分はいいはず。でも、途中からいろいろ入ってくることもあるので、上のほうでも十分やっていけるということでそうしてきたと思います。ただ、それはそうですけど、全体としてどうなっているかっていうのはあまり我々も分かっていないことがあるので、一つの町民の関心事でもありましたから、またそういう内容等について、これから先の大きな改修事業、大きい、確か50万円以上の改修については、行政側が負担するということになっていますから、そのことも含めて説明していただくとありがたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これまで当初の想定していたものよりも成分がきつくて、パイプとかモーターの交換時期が早まったり、その性能も変えてきたりしています。おっしゃるとおり施設も大分傷んで古くなってきましたので、ここで一度この今20年たったか、20年たってないか、十何年たったどういう改修をして、どういうふうになって、どういうところで投資をしてきたかという一回振り返りも併せましてお示しできたらなと。どっか教民か全協でとか出せて、そこでまた検証して、次どういう契約にしていこうとか、どういうところが課題になってきているかというのをまた皆さんと一緒に検証できたらなと思います。またそれ時間かかるかもしれないけど、やって出してください。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 金元議員もおっしゃって、私もそういう形でぜひお願いしたいと思います。

それともう一つ。このいろんな補修で交換、部品交換というのは、例えばいろんな学校も含めて、いろんなときに定期的に交換しますよという形というのは、そういう目安の計画をつくってはありますかというのが1点。

そのつくったのに対して今現在どうなっているのか。例えばこれ早まってきているよということであれば、そこら辺りの、先ほど全体的に見えるところはお願ひしたい。今後どういう形で運用するのか。例えば前も造るときからも言っていたのですが、総入替えみたいなものがあるのかないのか。それからリニューアルするのかしないのか。そうするのであれば、例えば20年後にリニューアルするのならその予算はどうするのかというまでを、お願いしていた部分があるのですが、それがそのときのという感じでしかおっしゃってないので、やはりそれは示すべきじゃないかなと思います。ですから、ぜひこの今合併して20年ですから、合併後、合併前後にそれをやってきて、後で造ってきたわけですから、ぜひお願いしたいのが1点。

それから、その基本のところが過疎債を充てております。過疎債。今後、例えばいろんなそういう保守メンテも含めてのところで、そういう過疎債に充てられるという計画でいらっしゃるのか。またそこら辺りの財政的な負担も含めて、できたら先ほどの中の落とし込みと一緒に、一度ご提示いただければと思います。当初のときでは、私いつも口酸っぱくしてみんな怒られますが、何万人来たらただだよっていうことで最初は説明に入りました、最初はね、当初は。設立、造るよというときはそうでした。確か1万人来たらただだよ。後は増えたらお金入るよというのが最初。後で大分変わってきましたけど、造るまでには。だから、そういうことを含めてぜひいい時期ですので、20周年という時期ですので、そこから新しい見通しはぜひ出していただきたいと思っています。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほど金元議員の質問でいただきまして、当初これをやってプロポーザルだとかいろいろあったときに、何年に一回このパイプを変えるとか、何年に一回モーターを変えするというのを僕も覚えています。それからずっときて、想定外に早く管が詰まったとか、モーターが壊れた。ただ、それを経験しまして、このモーターを、新しいモーターを入れようとか、スケールが付かない管を入れようとかっていうのもこれまでやってきましたので、それも合わせて、じゃそれをしたら次どれぐらいで次の改修になるのかとか、それを示していくのも大事なかなと思いますので、先ほどの金元議員のこれまでかかってきたその経緯と、それを元に、次からはこういうふうにと。また、指定管理業者と話しているところもありますので、それも合わせて計画といいますか、こういう方向でいきますというのをお話しできたらなとも思います。あと、これが上志比地区になりますので、

これまで町内でやっていたのは過疎債が使えるというのが大きいかなと思います。ただ、過疎債も今全国が、過疎が物すごく増えまして、なかなか一律頭をはねられたり、なかなか取れなかったりというのがあるのですが、こういう有意義な起債はこれからも使っていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に子育て支援課関係を行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君） 子育て支援所管分の補足説明をさせていただきます。

予算説明書の６８ページの左側、お願いします。

子どもの遊び場整備事業につきましては、詳細設計において子どもの遊び場内の換気設備の入替えと、調乳室、トイレの排水、給油排水の改修の工事が必要となり、当初の見込みを超える工事費がかかるということから、工事費負担金、工事費、請負費３千万円を補正するものです。あわせて、遊び場遊具の提案に当たり、公募する事業者からの提案をプロポーザル審査委員会で審査して決めてまいりますので、その報酬費２万２千円を補正するものです。

整備財源としまして、遊び場整備に県の子ども遊び場整備事業補助金のほか、県補助金充当の裏負担分として合併特例債を活用していきたいと思います。

以上、子育て支援課の補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に建設課関係を行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） それでは、建設課関係、説明をさせていただきます。

６８ページ右側をお願いします。

除雪事業、２，９８３万２千円につきましては、冬期間に備え町道花谷松岡線における消雪未整備区間、光明寺から北島の消雪整備を進めるため、昨年度実施しました水源調査の結果を受けて、整備に必要な井戸設置に伴う工事費の補正を

お願いするものでございます。

なお、財源としまして、社会資本総合整備交付金を充当しまして、補助裏に合併特例債を活用いたします。

次に、69ページ左側をお願いします。

一般道路改良事業2，202万2千円につきましては、永平寺口周辺の新たな居住エリアを整備することで、地域の活性を図るため関係下連携して取り組み、東古市地区の宅地造成事業に必要な道路整備、及び造成工事を計上させていただくものです。

なお、財源としましては、合併特例債を活用いたします。

次に、69ページ右側をお願いします。

河川維持管理事務諸経費2，313万1千円につきましては、市野々地区を流れる押谷川は水路の未整備区間がありまして度々濁流がおき、国道に流れ出し通行に支障が出ております。昨年度測量及び設計業務を実施しましたので、河川の整備を進めていくための工事請負費及び土地購入費を計上させていただくものでございます。

なお、財源としましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用いたします。

以上、建設課の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、69ページの押谷川のところをお聞きします。

昨年調査員がついて調査をして、設計業務に当たっているのではないかと思います。その工事の大体の概要の内容と、工期とかそういうものはお示しいただければと思います。

これ私あれですが、例えば地係も含めて、その上には砂防ダムとかいろいろできていますから、そのときがさっき言ったようにもう流れたら下がどうにもならないので、何とかしてねという話だったので、そのときは地権者の方もいろんな説明をしていたと思います。実際そうなりますよという、そういう説明の機会をつくっていただくと非常に助かるのではないかなと思います。その点も併せて工事内容とかそういうのがあったら、今でなくても結構ですので、お示しいただきましたら助かります。

○議長（酒井圭治君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） 概要としましては、議員さんおっしゃられるように、こちらの河川につきましては砂防地帯の河川になっていまして、上部のほうに砂防の、砂防ダムが建設されています。その砂防区域につきましては、県のほうで排水、河川関係も全て修繕させて改良していただいている状況です。ただ、そのあと町が管理する区域となっていまして、現在河川の修繕が必要だということで、今取りかかっているところです。昨年度地元の説明会ということで、いろいろ話をしていたのですけども、区長さんのほうから地元の方全部ではなくてもいいよということでいろいろ話をしまして、地権者とか関係の方だけにまたお願いする、また通知で結構だということで、今回進めてきたわけですが、またそういった形で全体的な説明会がほしいということであれば、今後も対応していきたいと思っております。全体としましては、約、今のところまだ何とも言えませんが、5,500万円ほどかかります。ただ、今回は190メートルのうちの71.2メートル、国道までいかないのですけども、永平寺川から国道手前までを順次進めて、川下のほうからですね、下のほうから進めていくという状況となっています。という状況です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次にえい住支援課関係を行います。

補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） それでは、えい住支援課関係の補正予算の説明をさせていただきます。

予算説明書の70ページ左側をご覧ください。

宅地開発推進事業152万9千円を計上させていただいております。

こちらは東古市の県営パークアンドライド駐車場跡地の宅地造成にかかる、本来であれば個人さんから徴収して取り付ける、上水道管の引込線を建設するものに対して貸付けを行うものでございます。

財源としては町づくり基金を使います。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に上下水道課関係を行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） それでは、上下水道課関係の補足説明をさせていただきます。

予算説明書 70 ページ右側をお願いいたします。

下水道事業負担金 13 万 2 千円につきましては、東古市地係における宅地造成事業における財源としては、主に公営事業債を活用しますが、その端数分の 13 万 2 千円を下水道管路建設費に充当するため、一般会計より繰り入れするものでございます。

事業概要等につきましては、のちの下水道事業会計の際に説明させていただきます。

以上、上下水道課関係の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に学校教育課関係を行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） それでは、学校教育課の補足説明をさせていただきます。

71 ページの左側です。

小学校の学校施設整備費でございます。空調設備及び断熱加工工事に対する国庫補助金が学校施設環境改善交付金から、新たに創設されました空調設備臨時特例交付金へ変更となったことによりまして、財源を組み替えるものでございます。

また、同じページ右側、中学校の学校施設整備費についても同じ理由でございます。

歳入につきましては、63 ページになりますが、学校教育課の小学校費及び中学校費の補助金で、新たに創設された交付金への変更のみとなりますので、金額の変更はございません。

72 ページ左側、松岡小学校の教育振興諸経費でございます。備品購入費の図書購入費につきましては、先ほど総務課長よりご説明がありましたとおり、松岡地区ゆかりの方から、学校における図書購入に充ててほしいとのご意向により寄附金50万円を受けました。このご意向を尊重いたしまして、図書整備の財源として活用するために、松岡小学校につきましては出身校でもあることから10万円の増額補正を、同じページ右側以降76ページの左側にかけて、その他の学校につきましては、各5万円の増額補正を、計50万円の増額補正を予算計上するものでございます。

歳入につきましては、総務課のほうからありました一般寄附の50万円を充当させていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に生涯学習課関係を行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君） それでは、生涯学習課の関係につきましてご説明をさせていただきます。

予算説明書76ページ右側をお願いいたします。

保健体育総務諸経費補助金、地域スポーツチームによる地方創生事業補助金、補正額36万円につきましては、企業版ふるさと納税を原資に株式会社永平寺町ハンドボール町づくり推進機構に補助するものでございます。

歳入につきましては、先ほど総務課長よりご説明がございましたが、予算説明書63ページ上段の総務課ふるさと応援基金繰入金になります。この繰入金につきましては、当初予算を組んで以降、3月までに寄附をいただきました3件、40万円の9割分、36万円を充当するものでございます。

次に、77ページ左側をお願いいたします。

体育施設管理諸経費、緑の村ふれあいセンター管理費、工事請負費補正額1億3,058万2千円につきましては、老朽化している緑の村ふれあいセンターの空調設備を全面改修するものでございます。当施設の空調設備につきましては、設置後約30年が経過し、故障発生時には随時修繕を行ってきたところですが、

近年保守機器の確保が困難となっており、施設利用や設備管理にも支障を来すこととなっておりますので、工事請負費の増額補正をお願いするものでございます。工期につきましては、令和8年3月頃の完成を見込んでおります。

歳入につきましては、予算説明書63ページ下段、生涯学習課保健体育補助金になります。学校施設環境交付金519万円を工事費に充当することとしております。また、補助裏につきましては、先ほど財政課長からも説明がありましたとおり、合併特例債1億1,910万円を活用いたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に消防本部関係を行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） それでは、消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

予算説明書の77ページ右側をお願いいたします。

啓蒙活動強化事業備品購入費の493万6千円につきましては、火災や水難救助現場など、各種災害において使用する空気ポンペを充填する高圧空気清浄設備の更新の費用でございます。

続きまして、78ページの左側をお願いいたします。

非常備消防事務諸経費、報償費、退職団員慰労金19万円につきましては、令和6年度に退団されました消防団員5名分を補正するものでございます。

続きまして、78ページの右側をお願いいたします。

消防施設等事務所経費、使用料及び賃借料の72万5千円につきましては、テレビ視聴機能付のカーナビを装備した救急車3台を含む、消防自動車7台分のNHK受信料を支払うためのものでございます。テレビ視聴機能付のカーナビごとに契約が必要という認識が不足しておりました。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、79ページ左側をお願いいたします。

消防車両整備等整備維持事業の修繕料の2万9千円につきましては、テレビ視聴機能付のカーナビを装備した消防自動車全7台の、テレビを受信できないようにした修繕料でございます。既に既決の予算にてテレビを受信できない状態を確認しております。

次に下段に移りまして、役務費の自動車損害保険料の2万3千円につきましては、県から借用しました各自主防災組織等の訓練などで活用します起震車の任意共済保険料が想定を超える使用が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

以上、消防本部関係の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないので、これで質疑を終わります。

議案第44号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算について第2審議に付したい案件がありますか。

第2審議に付したい内容について、または理解できない事項についての発言をお願いします。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 先ほど来質問していましたデマンド乗合タクシーについて、になります。実はこの件は去年から実証実験ということで打ち出されて以降、所管の議会という総務産業建設常任委員会で、緊急テーマの一つとして挙げて、推進地を視察してまいりました。そして実証実験終わって、言わば今日まで至るまでに、委員会でその内容、経過も含めまして理事者の説明を求めてきましたが、それに確か三度って聞いているのですけれども、委員長からは。それに応じていただいていないので、なかなか今回第1審議の中では、十分な論議ができていないので、ぜひ第2審議に持って行っていただきたいなと思いますけど。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午前11時46分 休憩）

（午前11時48分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今ほど3回って私言いましたけど、ごめんなさい。撤回しまして、2回委員会でこの説明を申し入れたのですが、委員会の中ではできていないという。今回議会で第1審議をしましたけども、もう少し十分な説明をいただきたいなと思っております。そうすると、この3か月間のこの予算の中で、利用の目標をやはりぜひ掲げていただきたいというのが1点と、二つ目には、近助タクシーを推進していくならば、そのタクシーとの違いというのですか、いわゆる近助タクシーをどう促進していくかっていう推進計画も、ぜひお考えを示していただきたいなと思っています。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 以前この交通の全体計画を立てていただくというお話があったので、そこら辺、その計画はいつ頃できるのか、そこら辺を教えていただければと思います。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午前11時50分 休憩）

（午前11時51分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま9番、滝波君より第2審議の提案がありました。これに賛成される議員の挙手を求めます。

第2審議の賛成者があります。

デマンド型交通促進事業を第2審議に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの事項について、第2審議に付すことに決定しました。

これで、議案第44号の第1審議を終わります。

～日程第4 議案第45号 令和7年度永平寺町介護保険特別会計補正予算～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第4、議案第45号、令和7年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、を議題とします。

これより、第1審議を行います。

資料は引き続き5月20日全員協議会資料の中の令和7年度6月補正予算説明

書をご用意ください。

歳入については８０ページ、歳出については８１ページの資料となります。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、介護保険特別会計について、説明をさせていただきます。

まず歳入から。８０ページのほうをお願いいたします。

介護給付費準備繰入金６５７万２千円、第三者納付金９５万１千円、計７５２万３千円を納付させていただくものでございます。

第三者納付金につきましては、交通事故に遭遇した被害者が介護保険を利用いたしました。示談が成立いたしまして、加害者が負担すべき介護保険料について、加害者が国保連にその費用を、９１万１千を納付しています。国保連から町のほうに９５万１千円納入があるということで予算計上させていただきました。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

８１ページをお願いします。左側一般介護予防事業でございます。

永平寺町シニア元気フェスタにおいて、介護予防に様々な効果をもたらす健康カラオケを開催するため、カラオケ備品のリース料を補正するものでございます。７万５千円をお願いするものでございます。

続きまして、右側でございます。

償還金でございます。

令和６年度介護給付費交付金の精算に伴う返還金を補正するものでございます。７４４万８千円を補正させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元君。

○６番（金元直栄君） この第三者納付金、介護保険料は、私の記憶ではあまりなくなって思って、久しぶりというのか、初めてではないですか。聞きたいのは、交通事故でそれを利用しなくては、という人が出てくる場合、介護保険というのは年齢制限とか、サービスの内容によってもとか、急にそうなんでも利用できるのかってそんなことをある意味一つの教訓として、どうなっているのかというのだけお聞かせいただきたいです。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 今回の場合は、交通事故に遭って、治療の中で介護保険が必要だということで、お医者さんの指導もあって介護保険の認定を受けられました。認定を受けて、介護保険のサービスで１０割負担なものを１割負担で利用したという形でございます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

１１番、上田君。

○１１番（上田 誠君） ８０ページのシニア元気フェスタですが、大体ご説明いただいています。あとの大体の内容が確定したら、一度またいろんな説明いただくことになるかなと思うので、要望したいと思います、今でなくても結構ですんで。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第４５号、令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第４５号の第１審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前１１時５６分 休憩）

（午前１１時５６分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第５ 議案第４６号 令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第５、議案第４６号、令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、を議題とします。

資料は引き続き５月２０日全員協議会資料の中の、令和７年度６月補正予算説

明書をご用意ください。

歳入については８２ページ、歳出については８３ページの資料となります。

これより第１審議を行います。

補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） それでは、土地開発事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

資料の８２ページ、まず歳入でございます。

歳入につきましては、先ほど説明したとおり一般会計からの借入金ということで歳入としております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

資料は８３ページでございます。

宅地造成事業といたしまして、１５０万９千円を計上しております。先ほども申しましたように、東古市における宅地造成事業の用地買収が３月末に完了しまして、宅地造成事業にかかる開発許可の許可というものを、県から取らなければいけないのですが、それも事前協議が調ったということで、今回補正予算として計上させていただきます。宅地造成事業に取りかかっていると考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

６番、金元君。

○６番（金元直栄君） ちょっとお聞きしたいのですが、これはいわゆる元の駐車場の中に何区画か造ると。その何区画か造るその、いわゆる普通ですと、区画の入ったところに栓を、元栓を付けるところまでは行政が見る。その元栓までの全体工事をするために借り入れるということですか。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） ９区画用意しているのですが、道路の中に本管を、上下水道の工事のほうで入れます。その本管から各宅地に引き込む栓の工事を、本来であれば宅地の購入の方がやるのですが、後でやりますと、また道路を掘り返してしまうことになりますので、併せて先行してやっておくと、購入の際にお支払いいただくという形で進めていきます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 私の勘違いなんかもしれないですけど、元栓までは行政が責任持って付けるのでなかったですか。引込み 1 メートルまでは。

○議長（酒井圭治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） まず水道の資産というところを申し上げさせていただきますと、資産では、水道の本管は当然水道事業者の資産という形になります。ただ、そこから分岐した、いわゆる今の給水管と呼ばれるものを、今土地開発会計のほうから負担をしてもらうというのは、結局その部分というのは資産からいうと、個人の資産という形の取扱いと法上はなっているから、そのような予算計上をさせていただいたということでございまして、ただ、今度そこにおうちを建てられて、お客様がメーターを設置されて使用を開始した後にしましては、その給水管と呼ばれる個人資産の部分に関しても、公道に埋設をされていることから、そのメーターまでの維持管理は水道事業者側で行うというふうな考え方でございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 僕ら専門委員ですが、以前聞いたのでは、下水は自分で負担して付けるというように言ったのですが、上水道付けてくれるということではなかったです。それが、最近の本町での宅地開発のいろんなあれで上限っていうんですか、その移住者支援というのですかね。土地を買われた人への支援ということとでそうになっていたのではなかったのですか。

○議長（酒井圭治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 資産のことを申しますと、下水道が公設升まで。いわゆる引込みですね。そこまでが下水道事業者側の資産というふうな形になりますので。その辺、水道は個人、下水は事業者側ということで、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第 46 号、令和 7 年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について第

2 審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りします。

本件について、第2 審議を省略し、第3 審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3 審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第4 6 号の第1 審議を終わります。

～日程第6 議案第4 7 号 令和7 年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第6、議案第4 7 号、令和7 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題とします。

資料は引き続き5 月2 0 日全員協議会資料の中の令和7 年度上水道会計補正予算書（第1 号）説明書資料をご用意ください。

歳入については8 5 ページと8 7 ページ、歳出については8 6 ページと8 8 ページの資料となります。

これより第1 審議を行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） それでは、上下水道会計補正予算について説明させていただきます。

予算説明書8 5 ページをお願いいたします。

収益的収入、水道事業収益1 5 2 万9 千円につきましては、今ほどご説明がございました東古市地係宅地造成事業にかかる給水管敷設工事に対する土地開発特別会計からの工事負担金を受託工事収益として計上するものでございます。

次に、8 6 ページをお願いします。

収益的支出、水道事業費を1 5 2 万9 千円につきましては、収益的収入と同様、東古市地係宅地造成事業にかかる給水管敷設工事を受託工事として計上させていただくものでございます。

次に、8 7 ページをお願いします。

資本的収入につきましては、これも東古市地係宅地造成事業にかかる排水本管敷設工事に対する財源として、公営企業債5 0 0 万円を計上するものでございま

す。

次に、８８ページをお願いします。

資本的支出につきましては、資本的収入と同様、こちらも宅地造成事業にかかる排水本管の敷設工事費５０３万８千円の計上をお願いするものでございます。工事概要につきましては、配水管本管口径１００ミリ、延長は１２７メートルでございます。

以上、上水道事業会計の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第４７号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第４７号の第１審議を終わります。

～日程第７ 議案第４８号 令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第７、議案第４８号、令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について、を議題とします。

資料は引き続き５月２０日全員協議会資料の中の令和７年度下水道会計補正予算書（第１号）説明書資料をご用意ください。

歳入については９０ページ、歳出については９１ページの資料となります。

これより第１審議を行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長

○上下水道課長（勝見博貴君） それでは、下水道事業会計について補足説明させて

いただきます。

予算説明書 90 ページをお願いします。

資本的収入につきましては、東古市地系の宅地造成事業にかかる污水本管敷設工事並びに公設升設置工事に対する財源として、一般会計から工事負担金として 13 万 2 千円及び企業債として 880 万円、計 893 万 2 千円を計上させていただくものでございます。

次に、91 ページをお願いします。

資本的支出につきましては、資本的収入と同様、こちらも宅地造成事業にかかる污水本管敷設工事費 719 万 4 千円及び公設升の設置工事費 173 万 8 千円の計上をお願いするものでございます。

工事概要につきましては、下水本管口径 200 ミリ、延長は 114 メートルでございます。

以上、下水道事業会計の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第 48 号、令和 7 年度永平寺町下水道事業会計補正予算について第 2 審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りします。

本件について、第 2 審議を省略し、第 3 審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第 3 審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第 48 号の第 1 審議を終わります。

暫時休憩します。これで散会と。

（午後 0 時 07 分 休憩）

（午後 0 時 08 分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開します。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。

本日は、これをもちまして散会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日、６月１３日から６月１５日までを休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、明日、６月１３日から６月１５日までを休会とします。６月１６日は、午前９時より、本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願いいたします。

明日、６月１３日は午前９時より総務産業建設常任委員会、午後１時１５分より教育民生常任委員会を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願いいたします。

本日は、どうもご苦労さまでした。

（午後 ０時０９分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員